



# 宮崎県労働委員会年報

平成30年版

平成31年3月

宮崎県労働委員会事務局

## は じ め に

この年報は、平成30年の1年間に宮崎県労働委員会が取り扱った事件及び労働委員会の活動状況等を整理収録したものです。

平成30年に本県労働委員会に新たに申請・申立てのあった事件は、個別あっせん事件12件、不当労働行為事件1件であり、その他労働相談を517件受け付けています。

近年、労働相談は大幅に件数が増加し、また、その内容も複雑多岐にわたっており、中でも、「パワハラ・嫌がらせ」や「退職させてもらえない」という相談が多く寄せられています。

このような中、昨年は、いわゆる「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得による長時間労働の是正、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等の措置が講じられ、今後より一層、使用者による適切な労務管理が求められることとなりました。

このため、労使紛争解決においても、このような法制度の変化や多様化する紛争に適切かつ柔軟に対応していくとともに、紛争の当事者が置かれている個別の背景事情を十分に汲んだ丁寧な対応が一層求められています。

本県労働委員会としては、これらの要請に応えながら、労働委員会制度を広く県民の方々に周知し、活用していただくことにより、県内の労使関係の健全化、安定化に向けて、労使紛争解決の専門機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

この小冊子が、労使の各位、労働問題に関心をもっておられる方々の御参考になれば幸いです。

平成31年3月

宮崎県労働委員会事務局

事務局長 藪田 亨

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>労働委員会の概要</b>	
第1節	労働委員会	1
第2節	委員	2
第3節	あっせん員候補者	3
第4節	事務局	4
<b>第2章</b>	<b>会 議</b>	
第1節	総 会	5
第2節	公益委員会議	9
第3節	連絡協議会等	10
<b>第3章</b>	<b>労働争議の調整等</b>	
第1節	労働争議の調整	
第1	概 要	11
第2	概 況	12
第2節	公益事業に係る争議行為の予告	13
<b>第4章</b>	<b>個別的労使紛争のあっせん</b>	
第1	概 要	15
第2	概 況	16
第3	個別あっせん事件一覧	17
第4	個別あっせん事件の概要	19
<b>第5章</b>	<b>不当労働行為の審査等</b>	
第1節	不当労働行為の審査	
第1	概 要	33
第2	概 況	34
第3	審査の目標期間及び実施状況	35
第4	不当労働行為事件の概要	36
第2節	労働組合の資格審査	
第1	概 要	38
第2	概 況	39
第3	労働組合資格審査一覧	39
第3節	認定・告示	40
<b>第6章</b>	<b>労働相談</b>	
第1	概 要	41
第2	概 況	41
<b>第7章</b>	<b>広報活動</b>	47

(参考)

1	年 表	-----	53
2	調整事件		
	表 1 年別取扱件数	-----	55
	図 1 新規申請件数の推移	-----	57
3	個別あっせん事件		
	表 2 年別取扱件数	-----	58
	図 2 新規申請件数の推移	-----	58
4	不当労働行為事件		
	表 3 年別取扱件数	-----	59
	図 3 新規申立件数の推移	-----	61
5	労働相談		
	表 4 年別相談件数	-----	62
	図 4 相談件数の推移	-----	62
6	宮崎県労働委員会歴代委員名簿	-----	63

# 第 1 章 労働委員会の概要

## 第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

## 第 2 節 委 員

本県労働委員会の第42期の委員は、次のとおりです。

第 4 2 期委員名簿（任期 平成29年8月20日～平成31年8月19日）

（平成30年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（ 関 歴 ）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎日野 直彦	弁護士	平13. 8. 20～ 連 9 期
	○後藤 厚一	(元宮崎県総合博物館長)	平27. 8. 20～ 連 2 期
	山崎 真一朗	弁護士	平19. 8. 20～ 連 6 期
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連 4 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連 2 期
労 働 者 委 員	横山 節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平11. 8. 20～ 連 1 0 期
	有村 文雄	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8. 20～ 連 3 期
	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	平25. 8. 20～ 連 3 期
	黒木 忠博	日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長	平25. 8. 20～ 連 3 期
	福島 昭一	宮崎県平和・人権・環境労働組合会議 副議長	平29. 8. 20～ 新 任
使 用 者 委 員	江藤 洋行	吉原建設株式会社 顧問	平17. 8. 20～ 連 7 期
	大森 一仁	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平24. 2. 6～ 連 4 期
	工藤 久昭	宮崎県経営者協会 顧問	平25. 8. 20～ 連 3 期
	芝 三千代	社会福祉法人まりあ 副理事長	平29. 8. 20～ 新 任
	見戸 康人	株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	平29. 11. 21～ 新 任

◎ 会長

○ 会長代理

### 第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

#### あっせん員候補者名簿（五十音順）

（平成30年12月31日現在）

氏名	現職（閲歴）
有村 文雄	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
江藤 洋行	使用者委員 吉原建設株式会社 顧問
大森 一仁	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
岡田 保彦	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐
奥野 厚子	労働委員会事務局 調整審査課長
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士
木原 章浩	商工観光労働部 雇用労働政策課長
工藤 久昭	使用者委員 宮崎県経営者協会 顧問
黒木 忠博	労働者委員 日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長
後藤 厚一	公益委員 (元宮崎県総合博物館長)
芝 三千代	使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長



氏 名	現 職 (関 歴)
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
日野 直彦	公益委員 弁護士
福島 昭一	労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議 副議長
見戸 康人	使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査役
藪田 亨	労働委員会事務局長
山口 弥生	公益委員 弁護士
山崎 真一郎	公益委員 弁護士
横山 節夫	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問

## 第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員10名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(7名)[注]
--

[注] 7名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。

## 第 2 章 会 議

## 第 1 節 総 会

総会は、委員会の意思決定を行う会議であり、労働委員会規則第5条第1項に規定されている諸事項を審議、決定するほか、公益委員会議における決定事項や事件の処理状況など委員会の業務運営全般についての報告が行われています。

本県労働委員会では、原則として毎月第1・第3月曜日に定例総会を開催しています。平成30年中の定例総会の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	主 要 議 題
1363	平30. 1. 5	1 平成29年(個)第8号あっせん事件について 2 審問傍聴研修について 3 平成30年度定例総会の開催日程(案)について ○ 委員研修(山口委員『高報酬の勤務医の定額残業代の労基法37条違反性について』)
1364	平30. 1. 15	1 12月の労働相談状況について 2 平成30年度諸会議開催予定について ○ 委員研修(宮崎労働局労働基準部監督課専門監督官『過重労働の監督指導状況等について』)
1365	平30. 2. 5	1 平成30年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 2 平成29年(個)第8号あっせん事件について 3 平成30年(個)第1号あっせん事件について ○ 委員研修(宮崎労働局雇用環境・均等室監理官『働き方改革について』)
1366	平30. 2. 19	1 平成30年(予)第1号争議行為予告及び平成29年(予)第1号争議行為予告の結果について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 1月の労働相談状況について 4 2月の労働相談会の実施結果について ○ 委員研修(金丸委員『同一労働同一賃金とこれからの賃金制度について』)
1367	平30. 3. 5	1 平成30年度労働委員会委員研修計画(案)について 2 平成29年(個)第7号あっせん事件について 3 平成30年(個)第1号あっせん事件について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について ○ 委員研修(日野会長『判例研究～退職させる目的での言動が不法行為と認定された事例・退職願の提出による退職が会社都合退職と認定された事例について』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1368	平30. 3. 19	1 平成30年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 2 平成30年(個)第2号あっせん事件について 3 平成30年(個)第3号あっせん事件について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 2月の労働相談状況について 6 労働委員会活性化計画の実績報告について ○ 委員研修(事務局『平成29年労働相談・あっせん・不当労働行為事件の総括』)
1369	平30. 4. 3	1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 平成30年(個)第4号あっせん事件について 3 平成30年(個)第5号あっせん事件について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 九ブロ労委労協第2回幹事会について ○ 委員研修(九州労働委員会会長会議の議題検討)
1370	平30. 4. 16	1 平成30年度全国労働委員会会長連絡会議の議題に対する意見について 2 平成30年(個)第3号あっせん事件について 3 平成30年(個)第5号あっせん事件について 4 平成30年(予)第2号争議行為予告について 5 3月の労働相談状況について ○ 委員研修(金丸委員『平成29年度労働相談総括表集計結果と直近での相談内容他から』)
1371	平30. 5. 7	1 第85回九州労働委員会連絡協議会の議題検討について 2 平成30年度事業計画(案)について 3 平成30年(個)第2号あっせん事件について ○ 委員研修(宮崎県福祉保健部指導監査・援護課主幹『福祉分野における労働問題等について』)
1372	平30. 5. 21	1 4月の労働相談状況について ○ 委員研修(山崎委員『有期「契約社員」の割増賃金支払い要求と退職トラブルに対する個別あっせん』)
1373	平30. 6. 4	1 平成30年(個)第4号あっせん事件について 2 平成30年(個)第6号あっせん事件について 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 第85回九州労働委員会連絡協議会について 5 九ブロ労委労協総会・研修会について ○ 委員研修(レインボービュー宮崎代表『職場におけるLGBTについて』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1374	平30. 6. 18	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 公営企業の認定申出について 3 5月の労働相談状況について 4 「労働相談の日」の結果について ○ 委員研修（宮崎労働局雇用環境・均等室室長補佐『無期転換ルールへの取組について』）
1375	平30. 7. 2	1 平成30年(個)第7号、第8号あっせん事件について 2 公営企業における使用者の利益を代表する者の範囲認定告示について 3 平成30年度全国労働委員会会長連絡会議について 4 審問傍聴研修について ○ 委員研修（福島委員『県職労70年の歩みについて』）
1376	平30. 7. 17	1 平成30年(個)第9号あっせん事件について 2 平成30年(予)第2号争議行為予告について 3 6月の労働相談状況について ○ 委員研修（宮崎労働局労働基準部労災補償課労災補償監察官『精神疾患の労災認定について』）
1377	平30. 8. 6	1 平成30年(個)第6号あっせん事件について 2 平成30年(個)第9号あっせん事件について ○ 委員研修（山口委員『懲戒処分と退職金について』）
1378	平30. 8. 20	1 7月の労働相談状況について ○ 委員研修（社会福祉法人まりあ事務長『介護保険を取りまく環境と まりあ の取り組みについて』）
1379	平30. 9. 3	○ 委員研修（宮崎産業経営大学講師『定年後再雇用時の労働条件について』）
1380	平30. 9. 18	1 九ブロ労委労協第1回幹事会について 2 平成30年度公労使委員合同研修について 3 8月の労働相談状況について 4 委員研修計画（10月～3月）について ○ 委員研修（日本銀行宮崎事務所長『宮崎県の景気動向について』）
1381	平30. 10. 1	1 第46回九州地区労働委員会使用者委員研修会について ○ 委員研修（平成30年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題に対する回答について）

回	開催年月日	主 要 議 題
1382	平30.10.15	1 第52回九州経営法曹大会について 2 9月の労働相談状況について 3 平成30年度上半期ホームページアクセス件数について ○ 委員研修（山崎委員『菅野和夫教授「変化の時代 これからの労働法を考える」講演より』）
1383	平30.11.5	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 平成30年度九州労働委員会公益委員連絡会議について 3 10月の労働相談会の実施結果について ○ 委員研修（宮崎労働局雇用環境・均等室労働紛争調整官『職場におけるハラスメントについて』）
1384	平30.11.19	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 第73回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 10月の労働相談状況について ○ 委員研修（事務局『精神障害者が申請者となって退職強要に対する慰謝料の支払いを求めたあっせん事例について』）
1385	平30.12.3	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 平成31年度委員研修に関するアンケートについて ○ 委員研修（金丸委員『2019年4月からの働き方改革関連法の概要と取り組みに向けて』）
1386	平30.12.17	1 平成30年(個)第10号あっせん事件について 2 平成30年(個)第11号あっせん事件について 3 平成30年度公労使委員個別紛争専門研修について 4 11月の労働相談状況について ○ 委員研修（元宮崎県労働委員会使用者委員『労働委員会委員時代を振り返って』）

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議であり、不当労働行為事件に関する事項や労働組合の資格審査など、労働委員会規則第9条第1項に規定されている事項を審議します。

本県労働委員会の場合、原則として定例総会日に開催するほか、会長が必要に応じて招集します。

平成30年中の公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	議 題
775	平30. 6. 18	1 公営企業における使用者の利益を代表する者の範囲認定について
776	平30. 9. 18	1 平成30年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題の回答について

### 第3節 連絡協議会等

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が、全国又は九州ブロックで開催される他、各側委員及び事務局職員を対象とした各種会議及び研修が開かれています。

平成30年中の連絡協議会等の開催状況は、次のとおりです。

会 議 名		開 催 日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会事務局長連絡会議	平30. 6. 14	静岡市
	2	全国労働委員会会長連絡会議	平30. 6. 15	静岡市
	3	第73回全国労働委員会連絡協議会総会	平30. 11. 8～ 9	東京都
	4	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	平30. 11. 29	東京都
	5	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	平30. 11. 30	東京都
九 州 ブ ロ ッ ク 会 議	1	九州労働委員会事務局調査研究会議 (審査部門)	平30. 1. 25～26	那覇市
	2	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会 代表者会議	平30. 2. 22～23	大分市
	3	2017年度九ブロ労委労協第2回幹事会	平30. 3. 25～26	大分市
	4	九州労働委員会会長会議	平30. 4. 19	長崎市
	5	九州労働委員会事務局長会議	平30. 4. 19	長崎市
	6	2018年度九ブロ労委労協総会・研修会	平30. 5. 16～17	大分市
	7	第85回九州労働委員会連絡協議会	平30. 5. 17～18	大分市
	8	九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門)	平30. 7. 12～13	熊本市
	9	2018年度九ブロ労委労協第1回幹事会	平30. 8. 16～17	福岡市
	10	九州労働委員会事務局課長会議	平30. 9. 6	宮崎市
	11	九州労働委員会公益委員連絡会議	平30. 10. 11	那覇市
研 修 会	1	第69回労働委員会事務局職員中央研修	平30. 6. 11～13	東京都
	2	審問傍聴研修	平30. 6. 20	東京都
	3	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	平30. 7. 3～ 5	東京都
	4	総合労働相談員研修 (宮崎労働局主催)	平30. 7. 13	宮崎市
	5	個別労働紛争解決研修 (基礎研修)	平30. 8. 30～ 9. 1	福岡市
	6	公労使委員合同研修	平30. 9. 6～ 7	東京都
	7	第46回九州地区労働委員会使用者委員研修会	平30. 9. 13～14	長崎市
	8	第52回九州経営法曹大会	平30. 9. 27～28	大分市
	9	九州労働委員会事務局職員研修会	平30. 10. 12	那覇市
	10	労働委員会事務局職員専門研修	平30. 10. 15～19	朝霞市
	11	公労使委員個別紛争専門研修	平30. 12. 6～ 7	東京都



## 第 3 章 労働争議の調整等

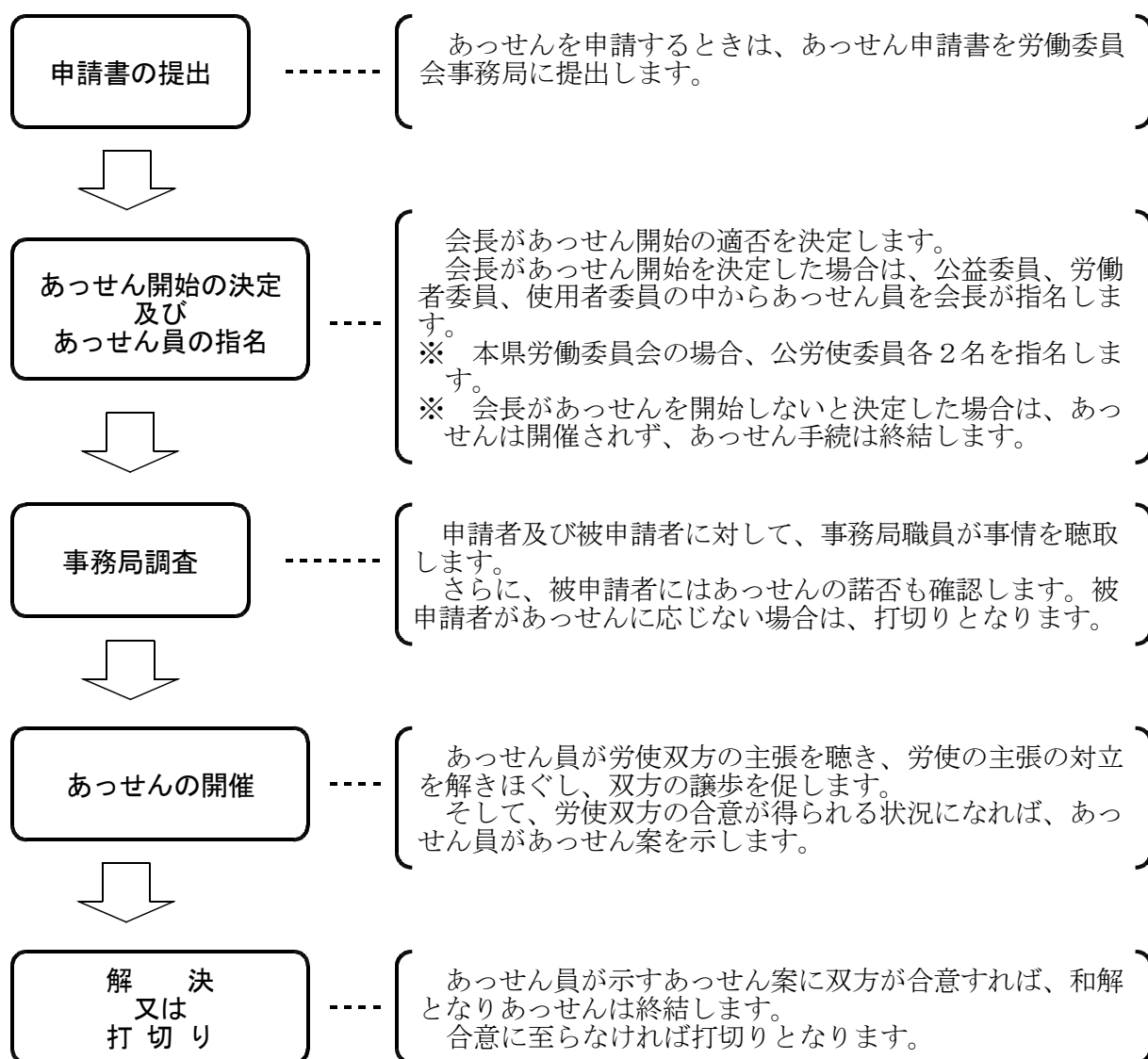
## 第 1 節 労働争議の調整

### 第 1 概要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の 3 種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

#### ○あっせんの流れ



#### 【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を、50日と定めています。

## 第2 概 況

平成30年の取扱件数は、0件でした（表1）。

表1 調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ		不 開 始	
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整 勸 告 案諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 第2節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

平成30年中、本県労働委員会においては次のとおり3件の予告を取り扱いました。

### 公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年月日	争 議 項 目	調 査 開 始 年月日	争議 の 有無	結 果	終 結 年月日	所 要 日 数
平成29年 (予)第1号	72	組合	平成29. 2. 6	賃金 他1項目	平成29. 2. 6	無	解決	平成30. 2. 7	367
平成30年 (予)第1号	72	組合	平成30. 2. 7	賃金 他1項目	平成30. 2. 7	無	解決	平成30. 12.27	324
平成30年 (予)第2号	約190	組合	平成30. 4.11	賃金 他3項目	平成30. 4.11	無	解決	平成30. 7. 5	86

また、中央労働委員会から、本県関係分として、34件の争議行為予告があった旨の通知がありました。

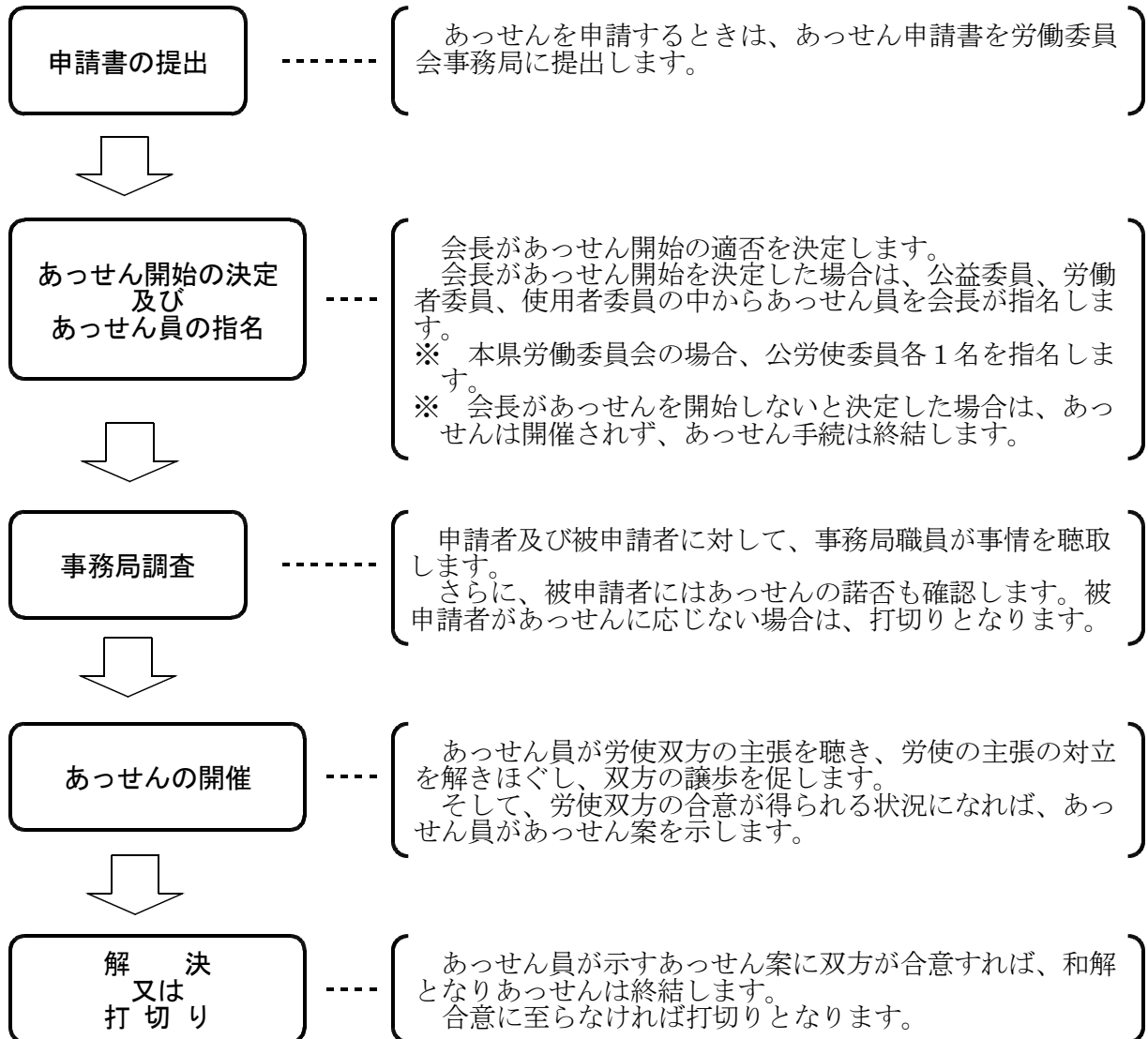


## 第 4 章 個別的労使紛争のあっせん

## 第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

### ○あっせんの流れ



### 【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

## 第2 概況

平成30年の取扱件数は、平成29年からの繰越2件及び新規申請12件で、11件は終結し、3件が次年繰越となりました。結果は、解決6件、打切り5件でした（表1）。

紛争内容別では、「パワハラ・嫌がらせ」が8件、「解雇・雇止め」が7件、「退職」が2件、「賃金関係」、「労働条件」及び「その他」がそれぞれ1件で、業種別では、「医療、福祉」が9件、「卸売業、小売業」が2件、「製造業」、「金融業、保険業」及び「サービス業」がそれぞれ1件でした（表2、3）。

表1 あっせん事件取扱件数

係 属			終 結 状 況					次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ			不 開 始
			あ自 つ主 せ解 ん決 中	あ受 つせ ん案 諾		あ指 つ せ名 ん 員前	あ指 つ せ名 ん 員後		
2	12	14	—	6	5	—	—	—	3

表2 紛争内容別取扱件数

解雇 ・ 雇止め	退職	賃金関係	労働契約	時間外 労働	労働条件	パワハラ ・ 嫌がらせ	その他
7	2	1	—	—	1	8	1

（注） 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

表3 業種別取扱件数

建設業	製造業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	サービス業	その他
—	1	—	2	—	9	1	1

（注） その他は、「金融業、保険業」が1件。



### 第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
29・7号	労働者	・上司からのパワハラにより精神疾患を患い、退職を余儀なくされたことに対する解決金の支払い	29・12・13	29・12・14	1	解決	30・2・19	69	山崎・中川・工藤	卸売業、小売業
29・8号	労働者	・給料の返還請求の撤回 ・今回の返還請求の対応のため仕事を休むなどの損害を受けたことに対する解決金の支払い	29・12・26	29・12・28	1	解決	30・1・29	35	山口・横山・大森	医療、福祉
30・1号	労働者	・退職強要に対する慰謝料の支払い	30・1・31	30・2・1	1	解決	30・2・28	29	川畠・横山・工藤	医療、福祉
30・2号	労働者	・セクハラに対する慰謝料の支払い ・事実に基づかない暴力事件を理由として退職を迫ったことに対する慰謝料の支払い	30・3・8	30・3・9	1	解決	30・4・23	47	金丸・中川・工藤	卸売業、小売業
30・3号	労働者	・パワハラに対する慰謝料の支払い	30・3・15	30・3・16	-	打切り	30・4・5	22	山口・横山・見戸	医療、福祉
30・4号	労働者	・精神的苦痛及び治療費負担に対する解決金の支払い	30・3・28	30・3・30	1	解決	30・5・22	56	日野・黒木・大森	医療、福祉
30・5号	労働者	・パワハラに対する謝罪及び慰謝料	30・3・28	30・3・30	-	打切り	30・4・10	14	山崎・横山・江藤	製造業

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	事件番号
30・6号	労働者	・退職を余儀なくされたことによる精神的・経済的損害に対する補償金の支払い	30・5・25	30・5・28	1	打切り	30・7・31	68	金丸・中川・芝	医療、福祉
30・7号	労働者	・不当な雇止め及び上司からのパワハラに対する解決金の支払い	30・6・15	30・6・18	-	打切り	30・6・27	13	山口・有村・江藤	医療、福祉
30・8号	労働者	・不当な雇止め及び上司からのパワハラに対する解決金の支払い	30・6・15	30・6・18	-	打切り	30・6・27	13	山口・有村・江藤	医療、福祉
30・9号	労働者	・正当な理由なき解雇予告に対する精神的慰謝料及び謝罪	30・7・3	30・7・4	1	解決	30・7・26	24	後藤・黒木・工藤	サービス業
30・10号	労働者	・いじめに対する不適当な対応による精神的苦痛等への慰謝料の支払い ・いじめに対する不適当な対応への謝罪	30・12・4	30・12・5	-	次年繰越	-	-	日野・中川・見戸	金融業、保険業
30・11号	労働者	・退職強要を受け精神的、身体的に苦痛を受けたことへの損害賠償	30・12・10	30・12・12	-	次年繰越	-	-	金丸・横山・大森	医療、福祉
30・12号	労働者	・不当解雇に対する謝罪及び慰謝料	30・12・21	30・12・26	-	次年繰越	-	-	山崎・福島・江藤	医療、福祉

## 第4 個別あっせん事件の概要

### 平成29年（個）第7号 あっせん事件

申請	平成29年12月13日
申請者	労働者A
被申請者	株式会社B
調整事項	上司からのパワハラにより精神疾患を患い、退職を余儀なくされたことに対する解決金の支払い
調整の結果	平成30年2月19日 解決

#### 1 申請の概要

Aは、Bが運営する店舗で店長として勤務していたが、店舗の所在地域を統括する上司からのパワハラにより精神的に追い詰められ、適応障害となり、Bを退職することとなった。

このため、Aから、上司からのパワハラにより精神疾患を患い、退職を余儀なくされたことに対する解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

#### 2 当事者の主張

##### (1) 申請者の主張

- ・上司からの度重なるパワハラにより精神疾患（適応障害）に罹患し、退職せざるを得なくなった。
- ・慰謝料として給与〇か月分の支払を求める。

##### (2) 被申請者の主張

- ・パワハラがあったとは認識していない。

#### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、解決金の額の調整を第一とし、解決を図ることとした。

あっせんでは、Aが、Bから返還を求められている引越費用貸付金〇円を返還しないこと、及び、Bからの謝罪又はそれに代わる解決金の支払いを求めたのに対し、Bは、引越費用貸付金〇円の返還を求めないことのみでの解決を求めた。

Bに対し、別途解決金の支払いに応じられないか、又は、あっせん案にAを気遣う文言を含めることに応じられないか確認したところ、解決金の支払いには応じられないが、Aを気遣う文言を含めることには応じられる、との返答があり、Aもこれを承諾した。

最終的に、「引越費用貸付金返還請求の放棄」及び「Aが本件について体調を崩したことに對して遺憾の意を表する」旨を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成29年（個）第8号 あっせん事件

申請	平成29年12月26日
申請者	労働者C
被申請者	社会福祉法人D
調整事項	①給料の返還請求の撤回 ②今回の返還請求の対応のため仕事を休むなどの損害を受けたことに対する解決金の支払い
調整の結果	平成30年1月29日 解決

### 1 申請の概要

Cは、勤務していたDを退職したが、その後、Dから、給料の支払いに一部過払いがあったため返還するよう、電話や文書により度々請求された。そのためCは、Dに対し返還理由の説明を求めたが、Dからは納得できる説明がなされなかった。

このため、Cから、給料の返還請求の撤回及び返還請求の対応のため仕事を休むなどの損害を受けたことに対する解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・退職後、過払いを理由とする給料の一部返還を請求されたが、文書及び電話で受けた説明では返還の理由がはっきりしないため、請求の撤回を求める。ただし、納得できる説明があれば、返還に応じる意思はある。
- ・関係機関に相談するために現在の仕事を休まざるを得なかったことや、車での移動に要したガソリン代等の実費として、〇円程度の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・返還の理由については、文書での説明を見れば理解してもらえるものと認識している。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、解決金の額の調整を第一とし、解決を図ることとした。

あっせんでは、Cが「過払い分の給料返還と解決金を相殺し、双方支払額なし」とする解決を希望し、Dもこれに応じる意向を示した。

また、Cは、Dからの謝罪も求めたが、労側あっせん員が個別折衝を行い、謝罪は求めないことでCの同意を得た。

最終的に、「過払い分の給料及び解決金を両当事者それぞれが支払ったものとし、金銭の授受は行わない」旨のあっせんで双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成30年（個）第1号 あっせん事件

申請	平成30年1月31日
申請者	労働者E
被申請者	一般社団法人F
調整事項	退職強要に対する慰謝料の支払い
調整の結果	平成30年2月28日 解決

### 1 申請の概要

精神障がいをもつEは、Fが運営する施設の利用者として勤務し、施設が取り扱う商品の広報業務を担当していた。

Eは、商談中の取引先を誹謗中傷する内容を施設のブログに掲載したところ、施設長より退職するよう強く求められたため、やむを得ず退職した。

このため、Eから、退職強要に対する慰謝料の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・施設長から退職強要を受けた。
- ・ブログの件は口実であり、同時期に施設長を問い詰めたことが退職を求められた原因だと思っている。
- ・退職強要に対する慰謝料として○円の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・施設長は退職強要は行っていない。
- ・退職を求めたのは、これまでの勤務態度の積み重ねであり、ブログの件が決定打となっている。
- ・これまでの慰労金として●円であれば、支払いに応じる意思はある。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、解決金の額の調整により解決を図ることとした。

あっせんでは、Eは希望していた○円にはこだわらず、「Fが支払うことのできる額で構わない」と主張し、Fが主張する●円で応じる意向を示した。

なお、あっせんにおいて、Eは調整事項とは別の事項についての解決も主張したことから、この事項についても調整を行い、双方から合意を得た。

最終的に、「解決金●円の支払い」及び「新たな事項に関する具体的な解決方法」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成30年（個）第2号 あっせん事件

申請	平成30年3月8日
申請者	労働者G
被申請者	株式会社H
調整事項	①セクハラに対する慰謝料の支払い ②事実に基づかない暴力事件を理由として退職を迫ったことに対する慰謝料の支払い
調整の結果	平成30年4月23日 解決

### 1 申請の概要

Gは、Hの支店においてパート社員として勤務していたところ、部長より後ろから抱きつかれる等のセクハラを受け、このことを社長に訴えたが、何の対応もしてもらえなかった。

また、Gは同僚社員と言いつきとなり、同僚社員の肩を掴んだのみにもかかわらず、社長にはGが暴力行為を行った旨が報告され、このことを理由に退職を迫られた。

なお、Gは暴力行為は行ってない旨を主張したが、聞き入れてもらえなかった。

このため、Gから、セクハラに対する慰謝料の支払い及び事実に基づかない暴力行為を理由として退職を迫ったことに対する慰謝料の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・部長より後ろから抱きつかれる等のセクハラを受け、社長に相談したが何も対応してもらえなかったことに対し、慰謝料の支払いを求める。
- ・同僚社員と言いつきになり、肩を掴んだのみにもかかわらず、暴力行為があったとして退職を迫られていることに対し、慰謝料の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・部長からのセクハラ被害を主張していることは事務局調査の際に初めて聞いたものであり、これまでGから相談も受けていない。
- ・暴力行為当時の様子は防犯カメラの映像や同僚社員からの診断書など証拠もあることから、暴力行為はあったものと認識している。
- ・慰謝料の支払いの意思はない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、解決金の額及び退職日や退職事由の調整により解決を図ることとした。

あっせんでは、Hが「Gが自主退職するのであれば、解決金として〇円支払う」と答えたのに対し、Gは「お金の問題ではない」と主張したが、最終的に、Gが自主退職し、Hが解決金として〇円支払う旨のあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成30年（個）第3号 あっせん事件

申請 平成30年3月15日  
申請者 労働者 I  
被申請者 有限会社 J  
調整事項 パワハラに対する慰謝料の支払い  
調整の結果 平成30年4月5日 打ち切り

### 1 申請の概要

I は、J が運営する施設に正社員として勤務していたが、施設利用者への暴言について、J から2時間以上に渡り叱責を受けた上、反省文の提出と、併設する他事業所への異動を命じられた。また、その数日後には、勤務時間中に他の職員がいる前で、再び J から1時間半ほど叱責を受け、I は「パワハラ」を受けたと感じた。

その後、I は、J に対し、失言を反省している旨と、異動せずに勤務したい旨を伝えたが、認められなかった。

このため、I から、パワハラに対する慰謝料の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・失言があったことは認めるが、それに対する叱責が人格を否定するものであり、またその時間も2時間以上に及んだり、他の職員がいる前で叱責を行うなど、パワハラであると考えている。
- ・パワハラにより今後勤め続けることが困難となったことから、慰謝料の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・介護職員として適正を欠いた発言があり、I の将来のことを考え親身になって指導したものであり、パワハラには該当しない。
- ・慰謝料を支払う意思はなく、I が今後も慰謝料請求等続けるようであれば、名誉毀損として訴訟を起こす。

### 3 あっせんの結果

J が不応諾の意思を示し、その意思は固く、たとえあっせん員が再度の説得を試みたとしてもあっせんに応じる見込みがないと判断し、事件を打ち切った。

## 平成30年（個）第4号 あっせん事件

申請	平成30年3月28日
申請者	労働者K
被申請者	株式会社L
調整事項	精神的苦痛及び治療費負担に対する解決金の支払い
調整の結果	平成30年5月22日 解決

### 1 申請の概要

Kは、Lが運営する施設にパート職員として勤務していたが、同僚からいじめを受けるようになり、精神的ストレスから、心身症や脱毛の症状が出るようになった。直属の上司に相談したところ、勤務シフトについて一定の配慮はしてもらえたが、施設長からは何も対応してもらえなかった。

いじめに耐えられないと感じたKは、理由を「一身上の都合」とする辞表を提出したが、その後の施設長との面談で「どちらの味方もできない」旨を伝えられ、何も対応してもらえなかった。退職後も脱毛の症状は続き、Kは通院治療を継続している。

このため、Kから、精神的苦痛及び治療費負担に対する解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・同僚からのいじめにより精神的苦痛を被り、脱毛等の症状が出た。
- ・施設長に相談したが、「どちらの味方もできない」と言われ、解決に向けた対応が行われなかった。
- ・被った精神的苦痛及び治療費負担に対し、解決金の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Kが主張するいじめと脱毛等の症状との因果関係は不明である。
- ・同僚への聴き取りを行った上、Kの他事業所への異動も検討したが、入社当初からの言動が他事業所にも伝わっており、受入れを拒否されたため、Kと同僚の勤務が重ならないよう配慮することとした。
- ・金銭解決に応じる意思はない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、解決金の額の調整を第一とし、解決を図ることとした。

あっせんでは、Lに対する説得を試みた結果、「見舞金」という名目で〇円までなら支払う旨の返答があり、Kもこれを承諾した。

最終的に、「見舞金〇円を支払う」旨のあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。



## 平成30年（個）第5号 あっせん事件

申請	平成30年3月28日
申請者	労働者M
被申請者	有限会社N
調整事項	パワハラに対する謝罪及び慰謝料
調整の結果	平成30年4月10日 打切り

### 1 申請の概要

Mは、Nの製造工場にパートとして勤務していたが、代表者の親族にあたる同僚からパワハラを受けていることを代表者に訴えるも、何の対応もしてもらえなかった。

また、求人票の条件と実際の勤務条件に相違があったことにより、精神的苦痛を受けて退職を余儀なくされた。

このため、Mから、パワハラに対する謝罪及び慰謝料の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・同僚からの度重なるパワハラにより、精神的苦痛を受け退職せざるを得なくなった。
- ・業務に対する指導がほとんどなかった。

#### (2) 被申請者の主張

- ・パワハラがあったとは認識していない。
- ・不十分な面はあったかもしれないが、指導は行った。

### 3 あっせんの結果

Nが不応諾の意思を示し、その意思は固く、たとえあっせん員が再度の説得を試みたとしてもあっせんに応じる見込みがないと判断し、事件を打ち切った。

## 平成30年（個）第6号 あっせん事件

申請	平成30年 5月25日
申請者	労働者O
被申請者	一般社団法人P
調整事項	退職を余儀なくされたことによる精神的・経済的損害に対する補償金の支払い
調整の結果	平成30年 7月31日 打切り

### 1 申請の概要

Oは、Pが運営する学校に教員として勤務していたが、上司からの嫌がらせ及びそのことに対するPの不誠実な対応のため、退職を余儀なくされた。

このため、Oから、退職を余儀なくされたことによる精神的・経済的損害に対する補償金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・ 体調不良を理由に担当替えを上司に相談したが、みんなやってきたことだから、業務命令だからとの回答で対応してもらえなかった。
- ・ 上司から陰口を叩かれたり、無視される等の嫌がらせを受けた。
- ・ 1か月分の基本給相当額〇円を請求する。

#### (2) 被申請者の主張

- ・ 発言自体は認めるが、事実を述べただけ又はOの問いかけに答えたものであり、相談を拒否する意味で発言したものではない。
- ・ 無視される原因を作ったのはOである。
- ・ 補償金の支払いに応じる意思はない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、「見舞金」という名目での金銭支払いの可否及びその額の調整により解決を図ることとした。

あっせんでは、Pが金銭解決に応じられないと主張したため、Pに対し、補償金ではなく、見舞金として支払うことはできないかなど説得を試みたが、主張は変わらず、あっせんでの解決は困難と判断し、事件を打ち切った。

## 平成30年（個）第7号 あっせん事件

申請	平成30年6月15日
申請者	労働者Q
被申請者	株式会社R
調整事項	不当な雇止め及び上司からのパワハラに対する解決金の支払い
調整の結果	平成30年6月27日 打切り

### 1 申請の概要

Qは、Rが運営する施設に有期雇用の契約社員として勤務し始めたが、初回の契約更新前に、Rから「契約終了通知書」を交付され、契約を更新しない旨の説明を受けた。通知書には契約を更新しない理由として、「異動命令に従わず、遅刻、欠勤が多く、期間満了のため」と記載されており、納得できなかったQは、Rに話をしようとしたが、受け付けてもらえなかった。

また、Qは、上司からパワハラを受けるようになり、Rに相談したが、何の対応もしてもらえなかった。その後、精神的ストレスから、精神疾患等に罹患し、服薬による治療を継続している。

このため、Qから、不当な雇止め及び上司からのパワハラに対する解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・契約更新しない理由に納得できず、また、契約更新を期待させる言動があったにもかかわらず更新をしない取扱いに納得できない。
- ・上司からの誹謗中傷や無視などのパワハラにより精神的苦痛を被った上、Rに相談したにもかかわらず、何の対応もしてもらえなかった。

#### (2) 被申請者の主張

- ・雇用契約書や誓約書に基づき雇用契約を更新しなかったのであり、対応に問題はない。
- ・上司は、Qが指導に従わなかったため感情的に対応した部分はあったようだが、原因はQにある。

### 3 あっせんの結果

Rが不応諾の意思を示し、その意思は固く、たとえあっせん員が再度の説得を試みたとしてもあっせんに応じる見込みがないと判断し、事件を打ち切った。

## 平成30年（個）第8号 あっせん事件

申請	平成30年6月15日
申請者	労働者S
被申請者	株式会社T
調整事項	不当な雇止め及び管理責任者からのパワハラに対する解決金の支払い
調整の結果	平成30年6月27日 打切り

### 1 申請の概要

Sは、Tが運営する施設に有期雇用の契約社員として勤務し始めたが、初回の契約更新前に、Tから「契約終了通知書」を交付され、契約を更新しない旨の説明を受けた。通知書には契約を更新しない理由として、「異動命令に従わず、遅刻、欠勤が多く、期間満了のため」と記載されており、納得できなかったSは、Tに話をしようとしたが、受け付けてもらえなかった。

また、Sは、上司からパワハラを受けるようになり、Tに相談したが、何の対応もしてもらえなかった。

このため、Sから、不当な雇止め及び上司からのパワハラに対する解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・契約更新しない理由に納得できず、また、契約更新を期待させる言動があったにもかかわらず更新をしない取扱いに納得できない。
- ・上司からの誹謗中傷や無視などのパワハラにより精神的苦痛を被った上、Tに相談したにもかかわらず、何の対応もしてもらえなかった。

#### (2) 被申請者の主張

- ・雇用契約書や誓約書に基づき雇用契約を更新しなかったのであり、対応に問題はない。
- ・上司は、Sが指導に従わなかったため感情的に対応した部分はあったようだが、原因はSにある。

### 3 あっせんの結果

Tが不応諾の意思を示し、その意思は固く、たとえあっせん員が再度の説得を試みたとしてもあっせんに応じる見込みがないと判断し、事件を打ち切った。

## 平成30年（個）第9号 あっせん事件

申請	平成30年7月3日
申請者	労働者U
被申請者	株式会社V
調整事項	正当な理由なき解雇予告に対する精神的慰謝料及び謝罪
調整の結果	平成30年7月26日 解決

### 1 申請の概要

Uは、Vのパート社員（1年更新、初め3か月間は試用期間）として採用されたが、採用の翌月、現場責任者から「注意しても言うことを聞かない」「他の社員がUと一緒に働きたくないと言っている」等の報告を受けたとして、本社の上司から2度指導を受けたが、心当たりがなかったため、その旨返答した。

しかし、後日、現場に本社の上司が来て、約1か月後を解雇日とする「試用期間従業員解雇予告通知書」を渡された。解雇理由を尋ねたところ、「試用期間中の解雇は会社に権利がある」「これは話し合いではなく辞令である」と回答された。

このため、Uから、正当な理由なき解雇予告に対する精神的慰謝料及び謝罪を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・身に覚えのない現場責任者の主張のみを理由に、突然解雇を予告された。
- ・正当な理由なく解雇されたことに対し、精神的慰謝料及び謝罪を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Uは多数のトラブルを起こしており、複数回指導を行ったが改善されず、解雇せざるを得ないと判断した。
- ・解雇理由は正当であり、金銭支払い及び謝罪に応じるつもりはない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、Uの要求する解決金の額が過大に過ぎたこともあり、解決金の額の調整及び謝罪により、解決を図ることとした。

あっせんでは、Uに対し、一般的な解決金額等について説明し、減額の検討を促したところ、「給与1か月分を最低額とする」との返答があり、Vもこれを承諾した。

また、Vに対し、あっせん案に謝罪の文言を含めることに応じるよう説得を試みた結果、応じられるとの返答があり、Uもこれを承諾した。

最終的に、「解決金〇円を支払う」旨及び「本件解雇を巡って紛争が生じたことについて遺憾の意を表明する」旨を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成30年（個）第10号 あっせん事件

申請	平成30年12月4日
申請者	労働者W
被申請者	株式会社X
調整事項	①いじめに対する不適切な対応による精神的苦痛等への慰謝料 ②いじめに対する不適切な対応への謝罪
調整の結果	次年繰越

### 1 申請の概要

Wは、Xの正社員として採用され、事務と営業の業務に従事していたが、精神障害を有するとの診断を受け、精神障害者保健福祉手帳を取得し、業務内容は事務のみとなった。その後、他の店舗へ異動となったが、職場内でいじめを受けて精神状態が不安定となり、休職・自宅療養を継続している。

この職場内でのいじめについて、社内の相談窓口や上司、本社人事部へ相談したが、納得できる対応がなされなかった。

このため、Wから、いじめに対する不適切な対応による精神的苦痛等への慰謝料及びいじめに対する不適切な対応への謝罪を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・いじめについて相談したが、納得できる対応がなされていない。不適切な対応により精神的苦痛や時間の浪費、休職期間の長期化等の被害を被ったため、慰謝料の支払いを求める。
- ・いじめに対し十分な対応がなされていないことへの謝罪を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Wからの相談を受け調査を実施したが、いじめの事実は無かったものと判断し、申請者へ報告した。
- ・適切な対応をしたものと考えており、金銭支払い及び謝罪に応じるつもりはない。

### 3 あっせんの結果

次年に繰越し

## 平成30年（個）第11号 あっせん事件

申請	平成30年12月10日
申請者	労働者Y
被申請者	社会福祉法人Z
調整事項	退職強要を受け精神的、身体的に苦痛を受けたことへの損害賠償
調整の結果	次年繰越

### 1 申請の概要

Yは、Zの正社員（初め6か月間は試用期間）として採用され、Zが運営する施設で勤務していたが、採用の翌月、施設長から問題点を色々と指摘され、最終的には、「今日、辞めてもらって結構です。」と言われるとともに、退職願の様式を渡され、これらの対応に納得はできなかったものの、退職願を提出した。

このため、Yから、退職強要を受け、精神的、身体的に苦痛を受けたことに対する損害賠償を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・退職強要を受けて退職した。
- ・退職強要を受け、精神的、身体的に苦痛を受けたことに対する損害賠償を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Yとの話の流れの中で退職することとなったものであり、退職強要とは考えていない。
- ・解決金として〇円程度であれば、支払いに応じる意思はある。
- ・Yは、秘密保持についての認識が低いようであるため、在職時に知り得た情報を今後外部に漏らすことを懸念している。

### 3 あっせんの結果

次年に繰越し

## 平成30年（個）第12号 あっせん事件

申請	平成30年12月21日
申請者	労働者A'
被申請者	医療法人B'
調整事項	不当解雇に対する謝罪及び慰謝料
調整の結果	次年繰越

### 1 申請の概要

A'は、B'と1年更新の雇用契約を締結し、管理職として勤務していたが、2年半ほど経過したある日、突然B'から「業績不振」及び「職責を果たしていない」との理由により3か月後に解雇する旨を告げられた。

A'は特に「職責を果たしていない」との解雇理由に納得できない旨をB'に伝えたが、B'の対応は変わらず、予告された日に解雇された。

このため、A'から不当解雇に対する謝罪及び慰謝料を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・ 契約期間の途中で解雇されたが、解雇理由に納得できない。
- ・ 不当に解雇されたことに対し、謝罪と慰謝料を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・ 解雇ではなく、雇用契約書に基づいた契約解除の申出であり、A'もこれに同意したものと認識している。
- ・ 紛争となった以上、早期の解決を希望しているが、謝罪や慰謝料についてはどのように対応するか今後検討したい。

### 3 あっせんの結果

次年に繰越し



## 第 5 章 不当労働行為の審査等

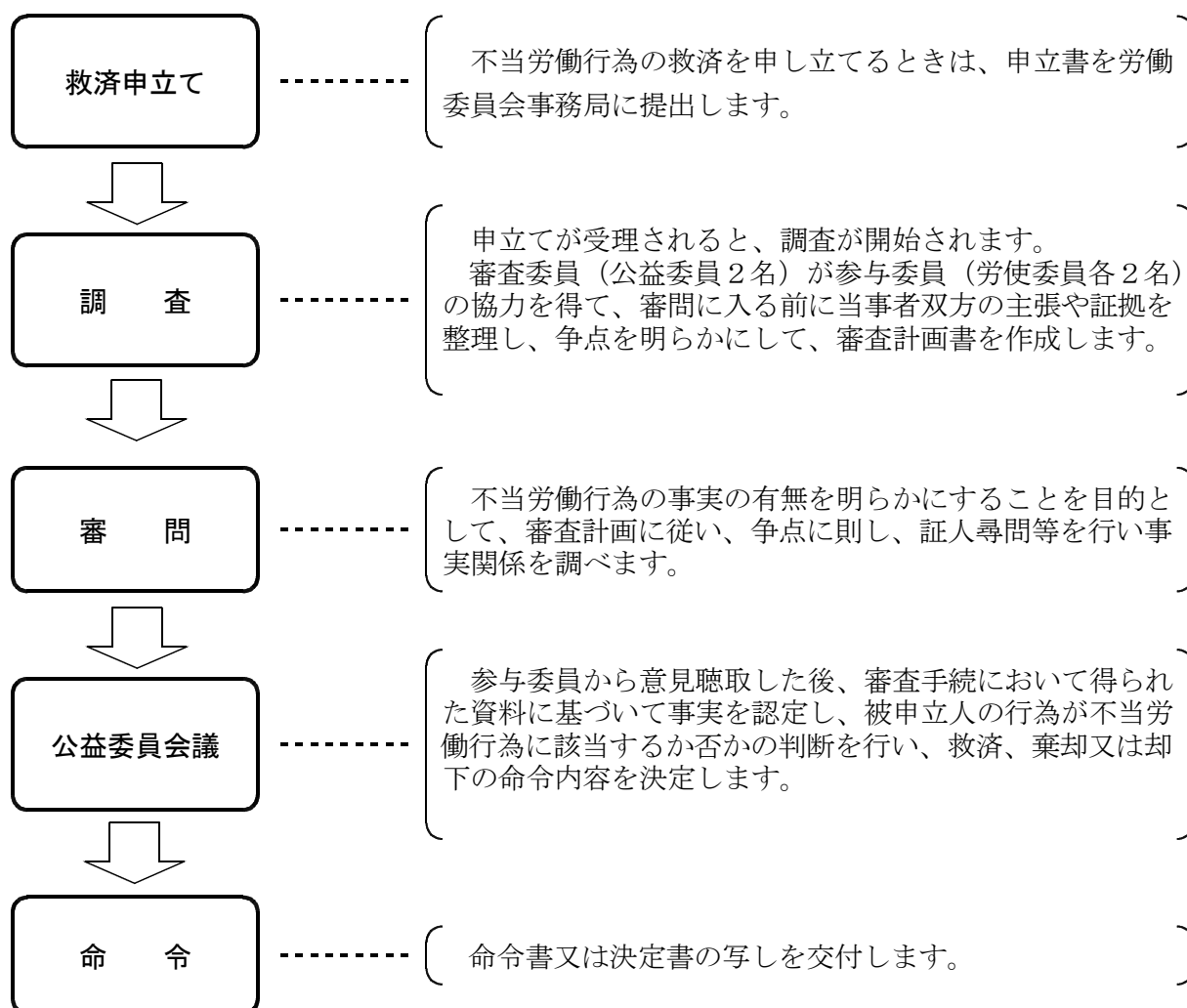
## 第 1 節 不当労働行為の審査

### 第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

#### ○ 不当労働行為の審査の流れ



#### 【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。  
なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

## 第2 概況

平成30年の取扱件数は、新規申立が1件で、和解により終結しました（表1）。

当該事件は、労組法7条各号別では2号関係で、業種別では製造業でした（表2、3）。

表1 不当労働行為事件取扱件数

係属			終結								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取下げ・和解				命令・決定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	1	1	—	—	1	1	—	—	—	0	1	0

表2 労組法7条各号別申立件数

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	1	—	—	—	—	—	—

表3 業種別取扱件数

建設業	製造業	運輸業、 郵便業	御売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	サービス業	その他
—	1	—	—	—	—	—	—

### 第3 審査の目標期間及び実施状況

#### 1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

#### 2 審査の実施状況

平成30年は、係属した1件について審査を実施し、処理日数は56日で、目標期間内に終結しました。

表1 平成30年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事 件 番 号		平成30年(不)第1号
該 当 条 項		労働組合法第7条第2号
請 求 す る 救 済 内 容		誠実な団体交渉応諾
申 立 年 月 日		平成30年1月19日
終 結 年 月 日		平成30年3月15日
処 理 日 数		56日
終 結 区 分		関与和解
審 査 等 実 施 回 数	調 査	1
	審 問	—
	和 解 協 議	1（調査と同日）
	合 議	—
審 査 委 員		日野、後藤
参 与 委 員		有村、黒木、江藤、芝
業 種 別		製造業

## 第4 不当労働行為事件の概要

### 平成30年（不）第1号事件

申立て 平成30年1月19日

申立人 労働組合A

被申立人 株式会社B

#### 請求する救済内容

誠実な団体交渉応諾

終 結 平成30年3月15日 関与和解

### 1 事件の概要

Aは、Bに勤務する組合員の労働条件を交渉事項とする団体交渉を申し入れたが、Bが応じなかったため、労働争議のあっせんを申請し、団体交渉の開催を約する旨のあっせん案を双方が受諾した。

あっせんでの合意に基づき開催された第1回団体交渉において、Bが後日回答することを約束した事項等があり、Aがこれを交渉事項とする第2回団体交渉を数度にわたり申し入れたにもかかわらず、Bが団体交渉に応じなかったため、Aから、このことが不当労働行為に該当するとして、救済の申立てがなされた。

#### (1) 申立人の主張

複数回にわたる団体交渉の申入れに対して、Bは誠実に対応する態度を示さないばかりか、一部の団体交渉申入書については受領すら拒否している。

このことは、明らかな団体交渉拒否であり、不当労働行為に当たる。

#### (2) 被申立人の主張

団体交渉を拒否する意思はなく、Aへの質問の回答を待っていたつもりであった。

一部の団体交渉申入書については、新入社員が誤って処分してしまったものである。Aの主張には認めることができない部分もあるが、団体交渉を拒否する意思はなく、誤解を生じさせたことについては申し訳なく思っており、和解に向けて誠実な対応を行う。

### 2 審査委員

【審査委員】日野（委員長）、後藤

【参与委員】（労側）有村、黒木 （使側）江藤、芝

### 3 審査経過

平成30年3月15日 第1回委員調査（和解協議）

### 4 審査結果

第1回委員調査期日前に、審査委員長の指示のもと、事務局職員がBに対し、今後訴訟となった場合や救済命令が出された場合のデメリットを説明し、早期に解決する

ことが賢明であることや、団体交渉ルールを定める形での和解が望ましい旨を説明したところ、Bはこれに理解を示した。

その後の第1回委員調査において、双方が和解の意向を示したため、和解協議へ移行し、団体交渉ルールを取り決めた和解協定書が締結され、Aが全部取下書を提出し、事件は終結した。

## 第2節 労働組合の資格審査

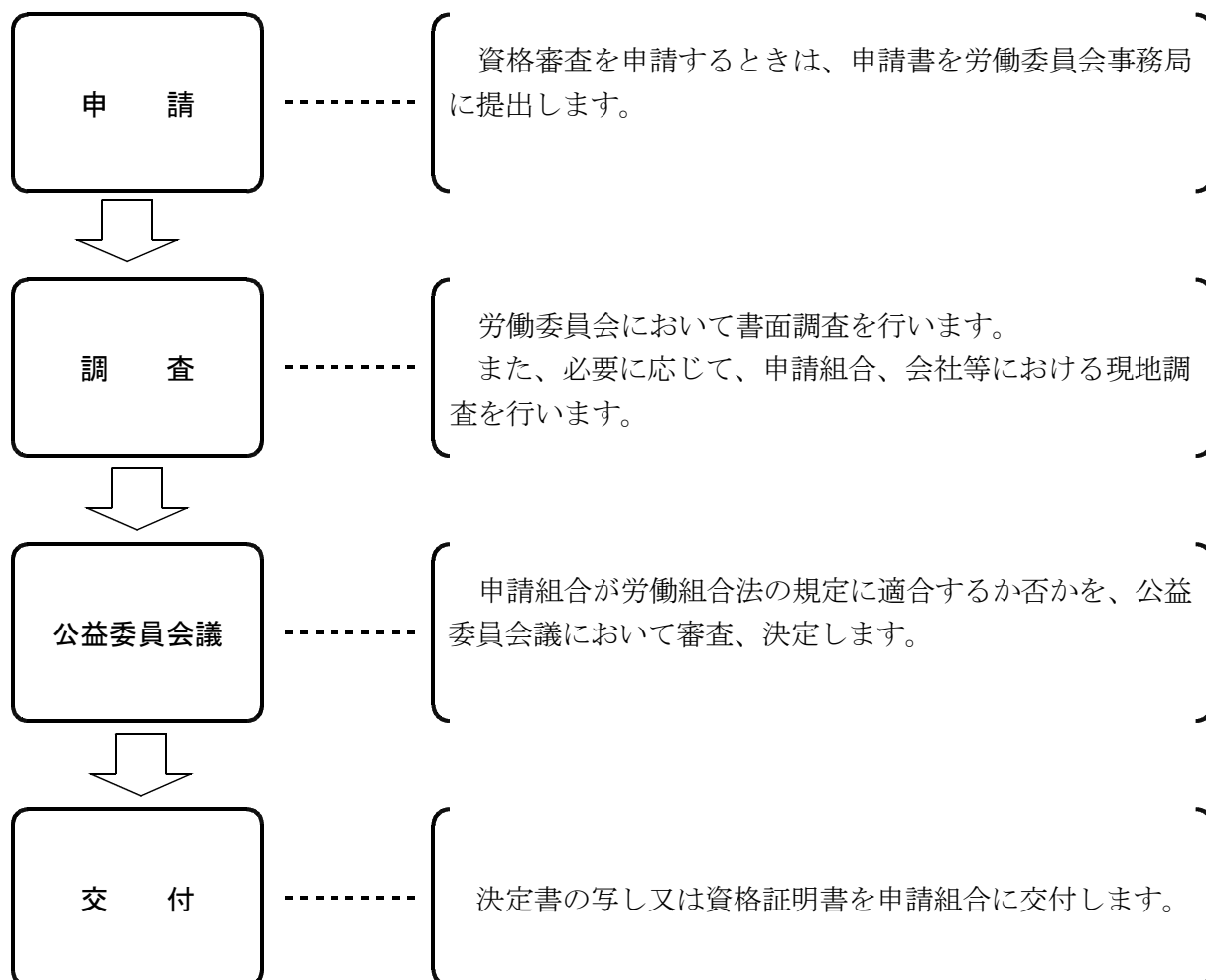
### 第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

#### ○労働組合の資格審査の流れ



#### 【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

## 第2 概況

平成30年の取扱件数は、新規申請1件で、全て終結しました。結果は、申請取下げによる打切りでした（表1）。

当該審査は、申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものでした（表2）。

表1 資格審査取扱件数

係 属			終 結				次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	計	
—	1	1	—	—	1	1	0

表2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	そ の 他
1	—	—	—	—

## 第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
平成30年(資)第1号	労働組合A	30. 1. 19	不当労働行為 30年(不)1号	30. 3. 15 打切り(取下げ)



### 第3節 認定・告示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第2条第1号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）。

平成30年の取扱状況は、次の1件です。

- 平成30年（認）第1号宮崎県企業局認定告示
- 地方公営企業等名：宮崎県企業局
- 組合の名称又は表示：宮崎県公営企業労働組合
- 申出年月日：平成30年5月29日
- 認定年月日：平成30年6月18日
- 告示年月日：平成30年6月28日

認定した労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本庁	副局長 技監 課長 経営企画監 課長補佐（課長不在の場合その職務を代行する者1名に限る。）総務課において総務、人事、給与、労務又は予算の事務に従事する主幹又は副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。）
北部管理事務所	所長 副所長

## 第 6 章 勞 働 相 談

## 第1 概要

本県労働委員会では、労働者と使用者との間の労働条件や職場の人間関係に起因するパワハラ等、労働問題全般にわたる様々な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行っています。相談の内容によっては「個別的労使紛争のあっせん」制度を活用して解決を促すことも行います。

## 第2 概況

相談件数を年次別にみると、近年増加の傾向にあります。

平成30年の相談件数は平成24年以降で最も多い517件で、前年比247件の増加でした。  
(表1)

表1 年次別相談件数

年	平成24	25	26	27	28	29	30
相談件数	139	154	124	111	191	270	517

平成30年の相談を内容別にみると、次のとおりとなっています。

### 1 性別、年代別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を性別にみると、男性204件、女性281件と、女性からの相談が多くなっています。  
(図1、表2)

図1 性別相談割合

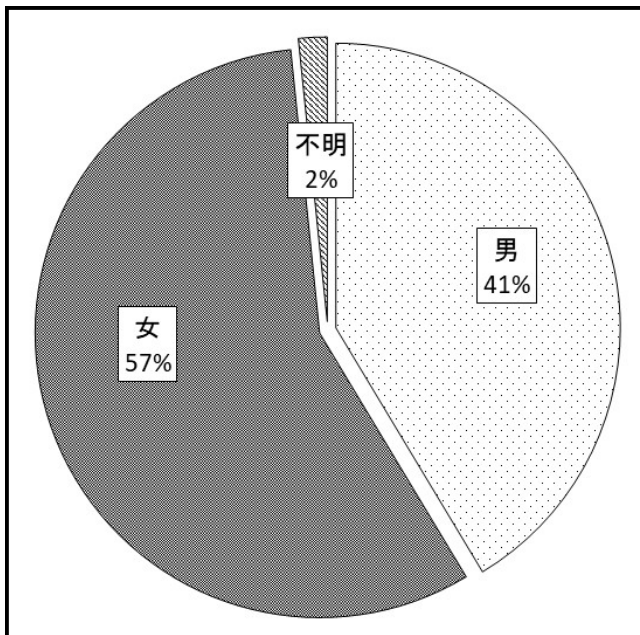


表2 性別相談件数

性別	件数
男	204
女	281
不明	8
合計	493

また、「不明」を除く431件を年代別にみると、40代が114件で最も多く、次いで30代が92件、50代が77件となっており、中堅世代からの相談が多くなっています。  
(図2、表3)

図2 年代別相談割合

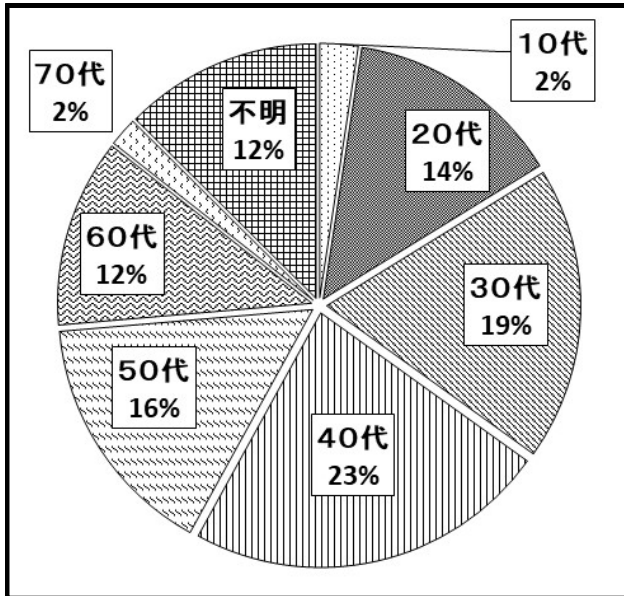


表3 年代別相談件数

年代	件数
10代	12
20代	68
30代	92
40代	114
50代	77
60代	59
70代	9
不明	62
合計	493

2 雇用形態別相談件数（労働組合、企業等は除く）

「不明」を除く相談者（件数）444件を雇用形態別にみると、正社員が251件で、非正規社員の193件を上回っています。非正規社員の内訳をみるとパートが90件で非正規社員の4割以上を占めています。

さらに、性別（不明、対象外を除く）にみると、男性は正社員が119件、非正規社員が61件であるのに対し、女性は正社員が131件、非正規社員が132件となっています。  
(図3、表4)

図3 雇用形態別相談割合

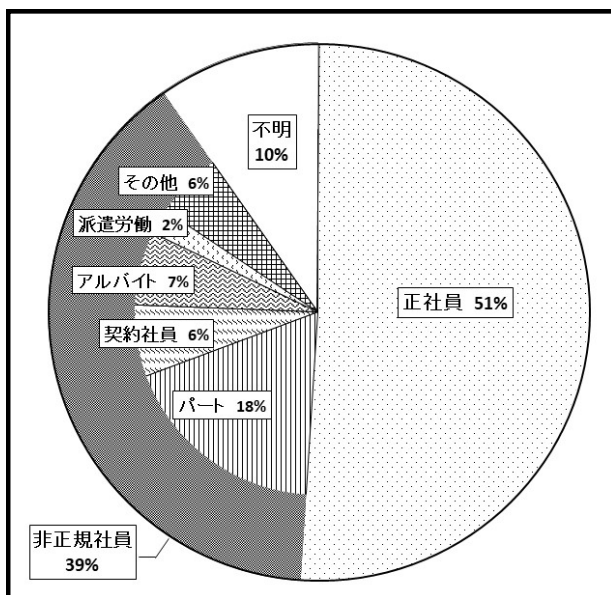


表4 雇用形態別、性別相談件数

	男	女	不明	合計
正社員	119	131	1	251
非正規	パート	77	-	90
	契約社員	20	-	31
	アルバイト	18	-	32
	派遣労働	6	-	11
	その他	11	-	29
	小計	132	-	193
不明	24	18	7	49
合計	204	281	8	493

### 3 業種別相談件数

相談者（件数）を業種別にみると、「医療、福祉」が158件（31%）と最も多くなっています。次いで「製造業」50件（10%）、「卸売業、小売業」48件（9%）となっています。（図4、表5）

図4 業種別相談割合

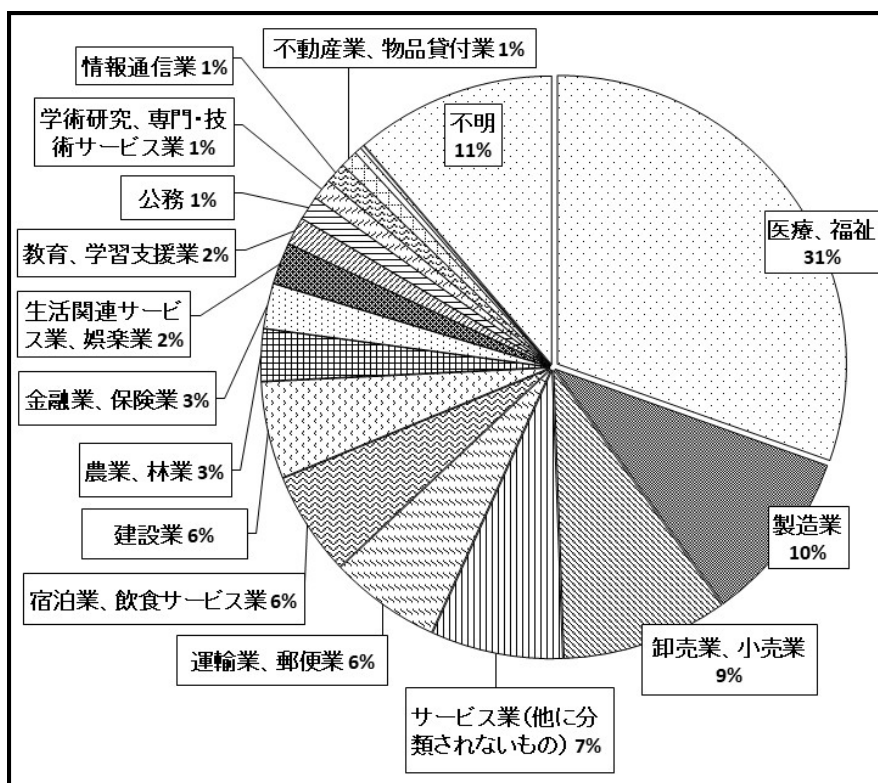


表5 業種別相談件数

医療、福祉	158
製造業	50
卸売業、小売業	48
サービス業（他に分類されないもの）	38
運輸業、郵便業	32
宿泊業、飲食サービス業	30
建設業	28
農業、林業	15
金融業、保険業	13
生活関連サービス業、娯楽業	12
教育、学習支援業	8
公務（他に分類されないもの）	7
学術研究、専門・技術サービス業	6
情報通信業	6
不動産業、物品貸付業	5
分類不能産業	2
漁業	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-
複合サービス業	-
不明	58
合計	517

#### 4-1 相談内容別相談件数

相談内容を大きく「経営・人事」「賃金等」「労働条件等」及び「人間関係」の4つに分類すると、「労働条件等」に関する相談が276件（30％）と最も多くなっています。

さらに、個別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」が175件（19％）と最も多く、次いで「退職」100件（11％）、「賃金未払」69件（8％）、「時間外労働」51件（6％）、「年休」49件（5％）となっています。

（図5、表6）

図5 相談内容別相談割合

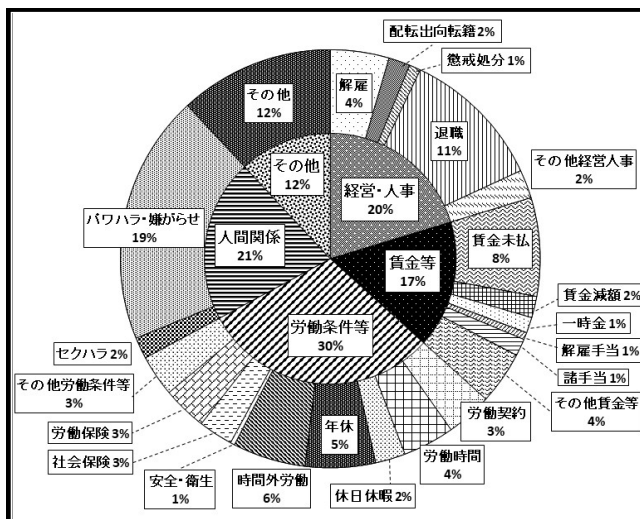


表6 相談内容別相談件数

経営・人事					賃金等							労働条件等										人間関係			その他	計				
解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	小計	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険	労働保険	その他労働条件等	小計			セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	小計	
41	15	8	100	20	184	69	-	15	11	-	5	12	-	37	149	32	36	21	49	51	3	24	31	29	276	15	175	190	108	907

（注） 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と相談内容別相談件数の合計は一致しない。

#### 4-2 雇用形態別、相談内容別相談件数(労働組合、企業等は除く)

雇用形態別に相談内容を大分類でみると、正社員、非正規社員ともに「労働条件等」が最も多く、正社員では143件（31％）、非正規社員では102件（31％）となっています。次いで多いのが正社員、非正規社員ともに「人間関係」で、正社員では99件（21％）、非正規社員では71件（21％）となっています。

個別にみると、正社員、非正規社員ともに「パワハラ・嫌がらせ」が最も多く、正社員では90件（19％）、非正規社員では67件（20％）となっています。次いで多いのが、正社員、非正規社員ともに「退職」となっており、正社員では60件（13％）、非正規社員では35件（11％）となっています。

（図6、表7）



図6 雇用形態別相談内容割合

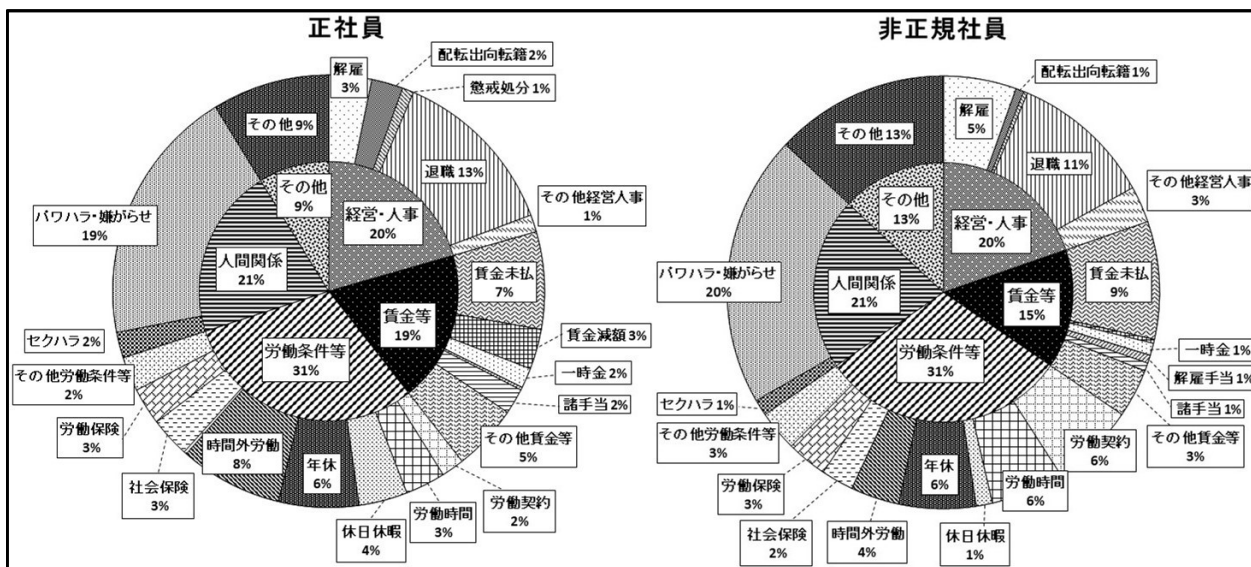


表7 雇用形態別、相談内容別相談件数

	経営・人事				賃金等							労働条件等							人間関係		合計						
	解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生		社会保険	労働保険	その他	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	その他
正社員	15	11	4	60	6	34		14	7		1	9		23	8	14	17	28	36	1	14	13	12	9	90	41	467
非正規	パート	7	2	1	22	2	11		1		1	1		6	11	13	3	12	6		6	5	6	4	27	18	165
	契約社員	3			4	4	1		1			1		1	7	3		3	3		1				14	5	51
	アルバイト	2			5		11		1		1			4	1	1	1	2	2		1	2	3		12	7	56
	派遣労働	1			1	1	3							1	1			1							3	1	13
	その他	5			3	2	3			1					1	1		1	1			3	1		11	12	45
小計	18	2	1	35	9	29		1	3		2	2		12	21	18	4	19	12		8	10	10	4	67	43	330
不明	1	1	1	5		6								1	3	4		2	3	2	2	6	3	2	16	15	74
対象外																											
合計	34	14	6	100	15	69	0	15	10	0	3	12	0	36	32	36	21	49	51	3	24	29	25	15	173	99	871

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と雇用形態別、相談内容別相談件数の合計は一致しない。





## 第 7 章 広 報 活 動

本県労働委員会では、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じたトラブルを、労働委員会を利用していただくことで迅速に解決し、労使関係の安定を図るため、広く県民の皆さんに労働委員会を知っていただく広報活動を行っています。平成30年も、新たな取組を含め様々な広報活動を行いました。

## 1 労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために平日夜間及び土曜・日曜にも相談を受け付ける「労働相談会」を、2月と10月に実施しました。

期 間	2月5日(月)～11日(日)	10月22日(月)～28日(日)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	21件	27件
	うち夜間 3件	3件
	うち土日 1件	5件

## 2 「労働相談の日」の実施

6月(=ろう)10日(=どう)と読めることから、6月10日を「労働相談の日」と位置付け、平日では相談できない方のために日曜にも相談を受け付ける「働くあんしんをサポート！労働相談の日」を実施しました。

期 日	6月10日(日)
時 間	9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内
相 談 方 法	電話、面談、FAX、 インターネット
対 応 者	事務局職員
相 談 件 数	15件

### 3 関係機関等との連携

関係機関等を訪問し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。平成30年は、使用者に向けた新たな啓発資料として、使用者向けのチラシを作成しました。

また、昨年に引き続き、労働相談の多い福祉関係団体構成員への認知度向上を図るため、訪問及び啓発資料の配付の他、福祉関係団体のホームページで労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、男女共同参画主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知への協力を求めたほか、県中小企業労働相談所と積極的な情報交換を行い、連携の強化に努めました。

## ポスター

働く皆さんも

解雇 賃下げ 無料 匿名OK

パワハラ 配置転換 など

雇う側の皆さんも

職場の困り事はこちらへご相談ください。

労働委員会が解決をお手伝いします!

働くあんしんサポートダイヤル  
**(0985) 26-7538**  
月曜～金曜 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

宮崎県労働委員会  
〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階  
このQRコードからホームページにアクセスできます!  
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdoh/index.html>

## QRコード付き啓発カード

宮崎県労働委員会

働く皆さんも

パワハラ サービス残業 賃金未払い 解雇 配置転換

職場の困り事はこちらへご相談ください

働くあんしんサポートダイヤル  
**0985-26-7538**  
8:30～17:15  
月～金(祝日、年末年始を除く)

職場のお悩み、お気軽にご相談ください

労働委員会が解決をお手伝いします!

相談無料! 匿名OK!

相談受付 8:30～17:15 月～金 (祝日、年末年始を除く)  
宮崎県労働委員会 **0985-26-7538**  
〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階



# リーフレット

## 労働相談事例

- 試用期間中に契約内容を変更された
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒解雇を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 試用期間中の解雇に対して精神的・経済的損害金を支払ってほしい
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- パワハラにより退職を余儀なくされた事に対して精神的・経済的損害金を支払ってほしい

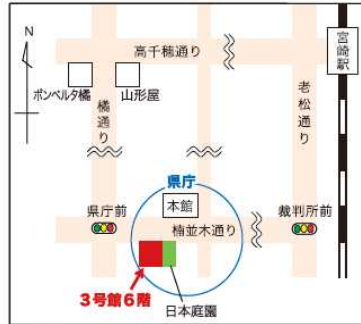
などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



## 交通アクセス

労働委員会付近略図



## 宮崎県労働委員会

〒880-0805  
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階  
8:30~17:15 ※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**  
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715

HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会



## 仕事のトラブルで お悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇  
された…

残業代が  
出ない…

なぜ急に  
異動？…

パワハラ  
では？…

相談  
無料

秘密  
厳守



宮崎県労働委員会  
TEL 0985-26-7538

## 労働委員会って何をやるの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、中立・公正な立場で問題解決のお手伝いをします。



### 労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



## 解雇トラブルが解決したケース



## 労働者と使用者のトラブル解決（あっせん）

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。



## まずはご相談ください！

あっせんに至るような事例でない場合でも、労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。





# 使用者向け啓発チラシ

**職場のお悩みは  
労働委員会にご相談ください！**

**解決!!**

使用者の皆さん

- 職場内でハラスメントが発生した
- 勤務態度に問題のある従業員がいる
- 就業規則を一部改正(変更)したい
- 労働条件に関する交渉が難航している

労働委員会では、職場の問題事や使用者と労働者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

**無料**  
**秘密厳守**  
**公正・中立**

～働くあんしんサポートダイヤル～  
**0985-26-7538**  
(平日8:30～17:15)

【お問い合わせ】  
**宮崎県労働委員会**  
〒880-0805  
宮崎市橋通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)  
TEL:0985-26-7262 FAX:0985-20-2715



**労働委員会の特徴と主な役割**

労働委員会とは…  
労働委員会とは、使用者と、労働者個人又は労働組合との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。  
公益を代表する「公益委員(弁護士等)」、労働者を代表する「労働者委員(労働組合役員等)」、使用者を代表する「使用者委員(経営者団体の役員等)」の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

**公正・中立** **簡易・迅速** **秘密厳守**

**労働相談の受付**

- 使用者の方、労働者の方、双方から受け付けています。
- 電話相談のほか、メール、FAX、面接相談も受け付けています。
- 相談は無料、秘密は厳守します。
- 受付時間は月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。

**使用者と労働者の紛争解決(あっせん)**

- 使用者と個々の労働者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん員)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し、解決に向けたお手伝いをします。

**相談とあっせん Q&A**

Q1: 労働委員会が行う相談の良いところは何か?  
A: 労働委員会が行う労働相談は、相談を受けた時だけではなく、相談後も了解いただければ必要なフォローを行うなど、親切丁寧な対応に努めています。

Q2: 従業員には内線でご相談したいのですが…  
A: 大丈夫です。相談に際しての秘密は必ず守ります。匿名での相談もお受けします。

Q3: 正社員ではなく、パートやアルバイトに關しても、労働相談や「あっせん」を利用できますか?  
A: パートやアルバイトに關することも大丈夫です。お気軽にご相談ください。

Q4: 「あっせん」のメリットは何ですか?  
A: 労働委員会のあっせんは、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者からなる「あっせん員」が、公正・中立な立場から、双方の主張を聞いた上で妥協点を見つけ出し、「あっせん案」を作成します。双方が納得し、「あっせん案」を受け入れれば、良好な労使関係が保たれることとなります。  
また、あっせんは非公開で実施されるため、外部に公表されることはなく、費用も無料、手続きも迅速に行います(目安として「30日」)。

※詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。

宮崎県労働委員会 検索

スマートフォン用QRコード (当委員会のHPが表示されます)

## 労働相談会啓発用チラシ(10月労働相談会)

平成30年10月  
平日夜間・土日どうぞ!  
**労働相談会**

10月22日(月)～28日(日)  
受付時間 平日 8:30～19:00  
土日 9:00～17:00  
※通常は平日の8:30～17:15

☆相談方法: 電話、面談、FAX、HP上の相談フォーム  
☆対象者: 県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者  
☆場所: 宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)

**働くあんしんサポートダイヤル**  
**0985-26-7538**

詳しくは裏面をご覧ください

主催: 宮崎県労働委員会



**パワハラ、賃金未払い、解雇**など、職場では様々なトラブルが発生します。

「どこに相談すればいいのかわからない…」  
「こんなこと相談していいのかな…」  
そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

労働に関するお悩みであればどんなことでも構いません。使用者からの相談もお受けします。お気軽にご相談ください。

**近年の労働相談件数**

年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29
相談件数	63	109	159	146	117	137	223	308

**平成29年度の労働相談受付状況**

種類別: 賃金未払い(15.9%), パワハラ(15.9%), 解雇(15.9%), 労働条件(15.9%), その他(15.9%)

相談内容別: 賃金未払い(15.9%), パワハラ(15.9%), 解雇(15.9%), 労働条件(15.9%), その他(15.9%)

宮崎県労働委員会  
〒880-0805  
宮崎市橋通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)  
TEL:0985-26-7538(相談専用)  
FAX:0985-20-2715

労働委員会ホームページ

駐車場についてはお問い合わせください

#### 4 ホームページでの情報提供等

県庁ホームページのトップページに労働委員会のバナーを掲載してPRを行うとともに、労働委員会のホームページの更新を月1回以上行い、常に新しい情報を提供できるよう努めました。内容については、利用者向けホームページの作成や、最低賃金改定、労働者派遣法改正等の情報を掲載する等、労使双方にとって有用な情報を提供できるよう努めました。

また、毎月のホームページのアクセス件数を把握・分析することで、県民のニーズに沿うような内容への改善・充実や、見やすさ、検索しやすさの向上に努めました。

#### 県庁ホームページに掲載したバナー



#### 5 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談会」、6月10日の「労働相談の日」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MRT「おしえて！みやざき」（2月、6月、10月）  
UMK「みやざきゲンキTV」（2月）
- ・ ラジオ：MRT「おはよう県庁です」（2月、6月、10月）  
エフエム宮崎「Today宮崎」（2月、6月、10月）
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」（2月、6月、10月）
- ・ 広報誌：「労働みやざき」（3月、6月、9月、12月）  
「月刊情報タウンみやざき」（毎月）
- ・ SNS：「宮崎県広報」フェイスブック、ツイッター公式アカウント  
（2月、6月、10月）



## 6 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を行うこととし、広く県民等にPRしました。

平成30年においては、就職を控えた高校生や専門学校生を対象に、注意すべき労働法令の解説や、個別的労使紛争の解決事例の紹介等を内容とする講座を実施しました。

### 学生向け出前講座の様子



(事務局職員による講義)

# 参 考



1 年表

平成30年

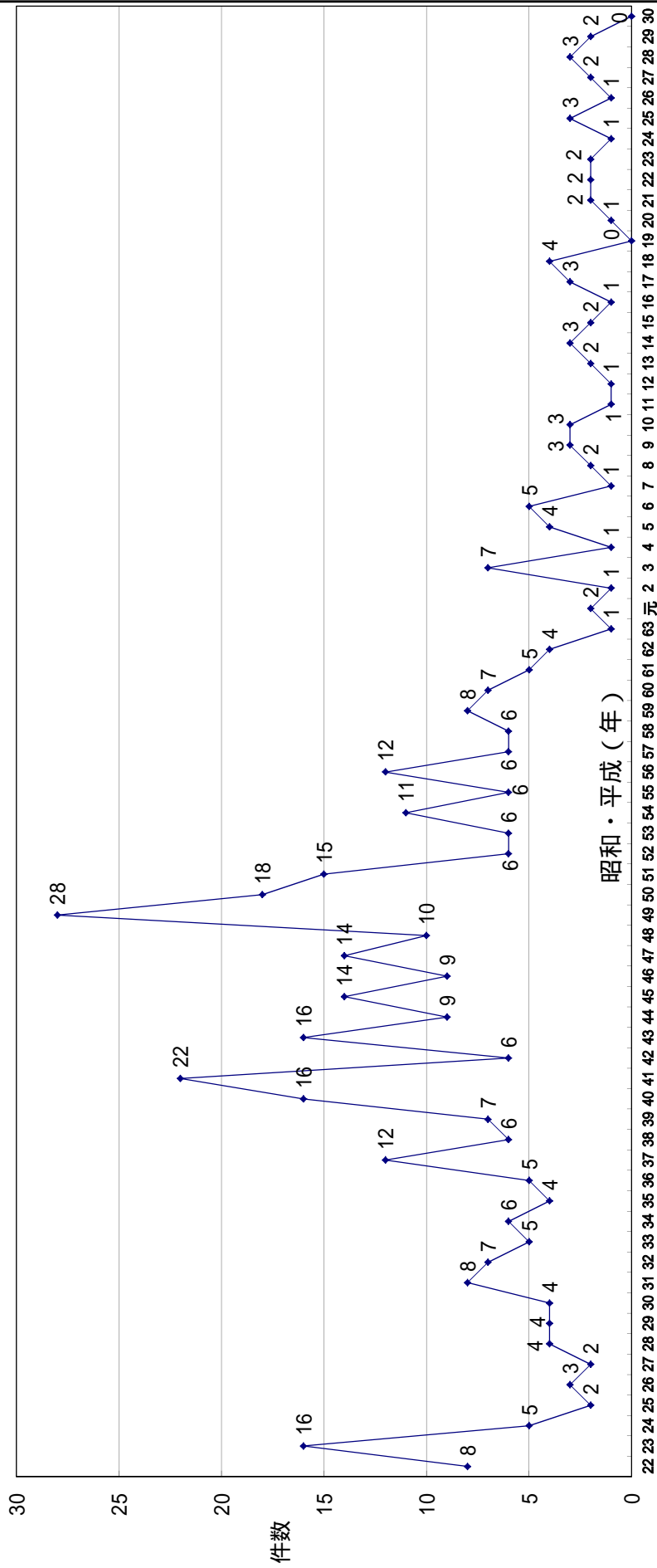
月 日	記 事
1月19日	平成30年（不）第1号事件申立て
1月25日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（～26日 那覇市）
1月29日	平成29年（個）第8号事件終結〔解決〕
1月31日	平成30年（個）第1号事件申請
2月19日	平成29年（個）第7号事件終結〔解決〕
2月22日	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議（～23日 大分市）
2月28日	平成30年（個）第1号事件終結〔解決〕
3月 8日	平成30年（個）第2号事件申請
3月15日	平成30年（不）第1号事件終結〔和解〕
3月15日	平成30年（個）第3号事件申請
3月25日	2017年度九プロ労委労協第2回幹事会（～26日 大分市）
3月28日	平成30年（個）第4号事件申請
3月28日	平成30年（個）第5号事件申請
4月 3日	新任事務局長、新任雇用労働政策課長及び新任調整審査課課長補佐への あっせん員候補者の委嘱
4月 5日	平成30年（個）第3号事件終結〔打切り〕
4月10日	平成30年（個）第5号事件終結〔打切り〕
4月19日	九州労働委員会会長会議（長崎市）
"	九州労働委員会事務局長会議（長崎市）
4月23日	平成30年（個）第2号事件終結〔解決〕
5月16日	2018年度九プロ労委労協総会・研修会（～17日 大分市）
5月17日	第85回九州労働委員会連絡協議会（～18日 大分市）
5月22日	平成30年（個）第4号事件終結〔解決〕
5月25日	平成30年（個）第6号事件申請
6月11日	第69回労働委員会事務局職員中央研修（～13日 東京都）
6月14日	全国労働委員会事務局長連絡会議（静岡市）
6月15日	全国労働委員会会長連絡会議（静岡市）

月 日	記 事
6月15日	平成30年（個）第7号事件申請
6月15日	平成30年（個）第8号事件申請
6月18日	第775回公益委員会議
6月20日	審問傍聴研修（東京都労働委員会）
6月27日	平成30年（個）第7号事件終結〔打切り〕
6月27日	平成30年（個）第8号事件終結〔打切り〕
7月 3日	平成30年（個）第9号事件申請
7月 3日	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（～5日 東京都）
7月12日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）（～13日 熊本市）
7月13日	総合労働相談員研修（宮崎労働局主催）（宮崎市）
7月26日	平成30年（個）第9号事件終結〔解決〕
7月31日	平成30年（個）第6号事件終結〔打切り〕
8月16日	2018年度九プロ労委労協第1回幹事会（～17日 福岡市）
8月30日	個別労働紛争解決研修（基礎研修）（～9月1日 福岡市）
9月 6日	公労使委員合同研修（～7日 東京都）
〃	九州労働委員会事務局課長会議（宮崎市）
9月13日	第46回九州地区労働委員会使用者委員研修会（～14日 長崎市）
9月18日	第776回公益委員会議
9月27日	第52回九州経営法曹大会（～28日 大分市）
10月11日	九州労働委員会公益委員連絡会議（那覇市）
10月12日	九州労働委員会事務局職員研修会（那覇市）
10月15日	労働委員会事務局職員専門研修（～19日 埼玉県朝霞市）
11月 8日	第73回全国労働委員会連絡協議会総会（～9日 東京都）
11月29日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
11月30日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
12月 4日	平成30年（個）第10号事件申請
12月 6日	公労使委員個別紛争専門研修（～7日 東京都）
12月10日	平成30年（個）第11号事件申請
12月21日	平成30年（個）第12号事件申請



区分	年	昭																														平	合計					
		58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			25	26	27	28	29
係 属 件 数	前年繰越	1	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	...
	新 規	6	8	7	5	4	1	2	1	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	431
	計	7	10	9	6	4	4	4	3	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	...
あ つ せ ん	前年繰越	1	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	...
	新 規	6	8	4	5	4	1	2	-	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	412
	小 計	7	10	6	6	4	4	4	2	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	...
	規則 65	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	終 結 状 況	解決	3	4	2	3	-	-	1	-	6	-	1	1	-	-	1	1	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	2	2	1	-	-	1	-	-	227
	打切り	-	2	3	2	1	1	1	2	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	1	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	4	1	-	123
	取下げ	2	2	-	-	-	1	-	-	-	2	3	1	2	2	1	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	54
次年繰越	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	...	
調 停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	新 規	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18
	小 計	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	規則 70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	終 結 状 況	解決	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
	不調	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
取下げ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
仲 裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	新 規	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	小 計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	規則 79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	終 結 状 況	裁 定	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...

図1 新規申請件数の推移

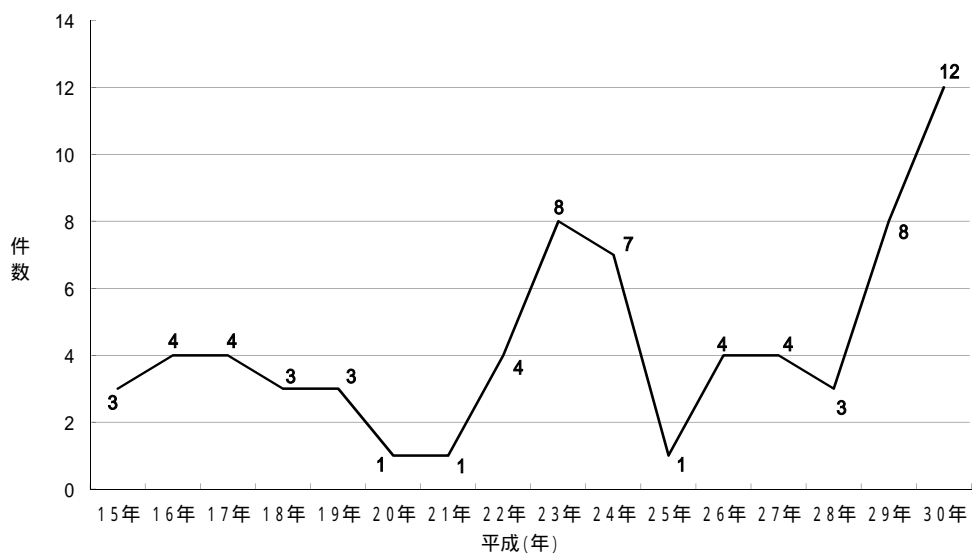


### 3 個別あっせん事件

表2 年別取扱件数

区分		年	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
		前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
新規申請	労働者	-	2	4	3	3	3	1	1	4	8	7	1	4	3	3	8	12		67
	使用者	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3
	小計	-	3	4	4	3	3	1	1	4	8	7	1	4	4	3	8	12		70
係属件数計		-	3	4	4	3	3	1	1	4	8	8	1	4	5	3	8	14		-
最終状況	不開始	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	4
	解決	-	1	3	3	-	-	-	-	2	3	5	-	1	2	1	1	6		28
	打切り	-	1	-	1	-	1	1	1	1	3	2	-	1	1	2	4	5		24
	取下げ	-	1	1	-	3	-	-	-	1	1	1	-	1	1	-	1	-	-	11
次年繰越		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	3	-

図2 新規申請件数の推移



#### 4 不当労働行為事件

表3 年別取扱件数

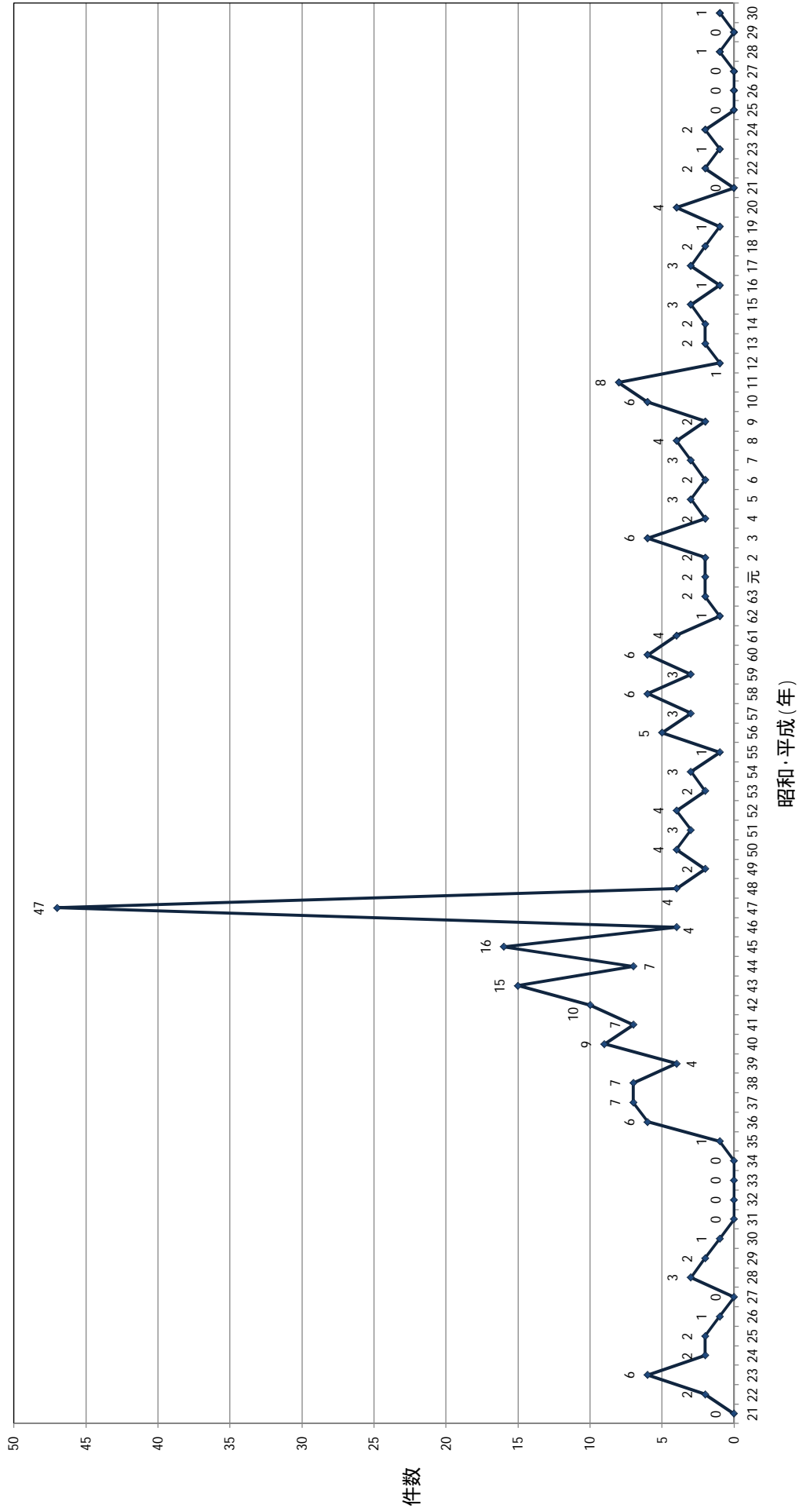
区分	年	昭																																					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
係属件数	前年繰越	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	3	2	5	9	12	14	23	19	47	38	21	14	16	15	13	12	-	1	
	新規	-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	2	6	2	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	1	6	7	7	4	9	7	10	15	7	16	4	47	4	2	4	3	4	2	3	1	5	3	
	合計	-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	2	8	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	1	7	7	8	7	12	9	15	24	19	30	27	66	51	40	25	17	20	17	16	13	5	4		
最終状況	取下げ	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	1	2	1	-	2	-	4	-	1	1	-	1	-	-	-	2	12	2	-		
	下 無関与 和解	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	3	4	3	4	15	8	18	9	1	2	2	-	-	1	1		
		-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	4	2	2	1	7	2	-	1	1	-	1	1	3	-	1	-	2	2	2	1	1	-		
	結 計	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	2	8	1	1	-	3	1	1	-	-	-	-	7	6	5	2	10	4	5	6	5	7	5	17	12	18	11	1	4	4	4	13	4	1		
命 令 決 定 状 況	救済	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-			
	棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	却下	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	6	-	3	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
合計	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		-	2	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	7	6	5	4	10	4	6	12	5	7	8	19	13	19	11	1	5	4	4	13	4	1			

(注) ( )は不公正労働事件の再掲

年 区分	昭	58	59	60	61	62	63	平	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合	
	計																																							計
係 属 件 数	前年繰越	3	6	3	-	-	1	3	2	1	3	1	3	2	4	3	3	7	11	7		10	1	2	3	2	1	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	...		
	新 規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
		6	3	6	4	1	2	2	2	6	2	3	2	3	4	2	6	8	1	2	2	3	1	3	2	1	4	-	2	1	2	-	-	-	1	-	1	278		
	合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
9		9	9	4	1	3	5	4	7	5	4	5	5	8	5	9	15	12	9	11	13	2	5	5	3	5	4	2	2	2	1	-	-	1	-	1	...			
終 結 状 況	取 下 げ	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
		-	3	4	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62		
	無 関 与 和 解	1	-	2	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	
		2	3	3	2	-	-	1	1	4	2	-	3	1	4	-	2	2	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	78		
	関 与 和 解	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
		3	6	9	4	-	-	2	3	4	4	1	3	1	5	1	2	4	5	-	1	12	-	-	3	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	248		
	救 済	救 済	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	令 棄 却	令 棄 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
決 却 下	決 却 下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
定 計	定 計	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
合 計	合 計	3	6	9	4	-	-	3	3	4	4	1	3	1	5	2	2	4	5	-	1	12	-	2	3	2	1	4	1	2	1	1	-	-	1	-	1	278		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	



図3 新規申立件数の推移

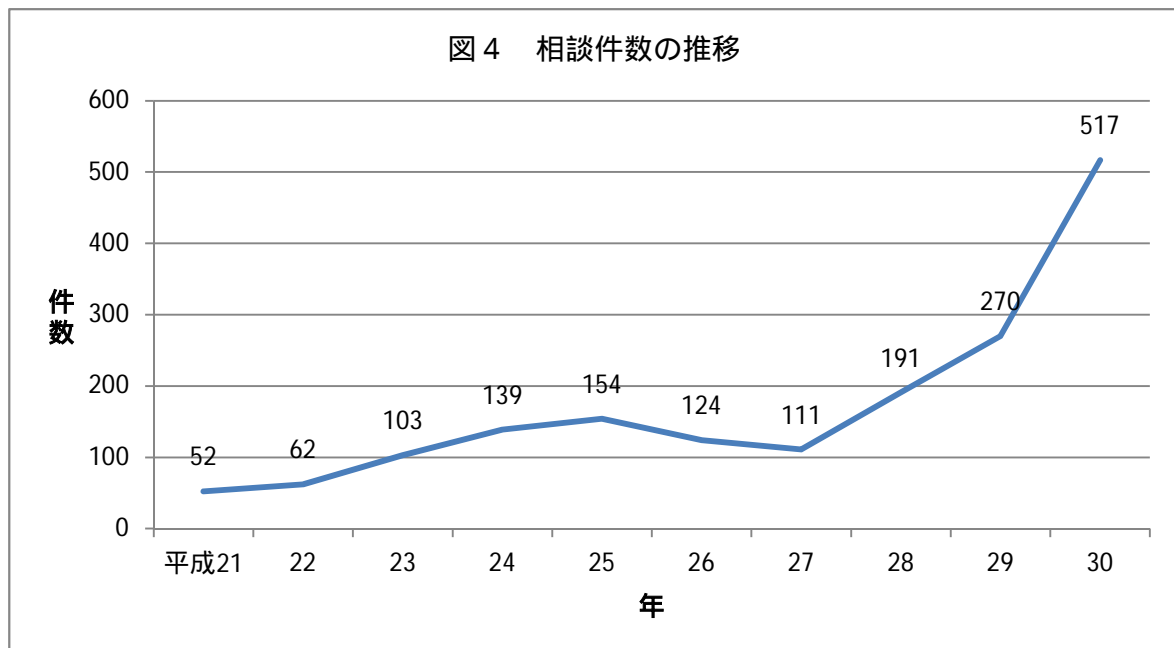


## 5 労働相談

表4 年別相談件数

		平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
相談件数		52	62	103	139	154	124	111	191	270	517	
内容別件数	経営・人事	解雇	18	7	17	25	21	7	10	16	16	41
		配転出向転籍	3		7	1	4	2	3	5	6	15
		懲戒処分		2	1	2	1	1		4	2	8
		退職	3	3	20	23	40	19	20	31	60	100
		その他	1			1	0	1	4	2	7	20
		小計	25	12	45	52	66	30	37	58	91	184
	賃金等	賃金未払	6		26	23	14	19	13	22	30	69
		賃金増額					1			1		
		賃金減額	4	3	7	4	7	2	6	8	4	15
		一時金	1	4	1			1	5	2	8	11
		退職一時金	2	1	2	4	5	1	3	5	1	
		解雇手当	1	2			2	1	1	2	4	5
		諸手当	10	3	2	2	1	2	2	3	5	12
		年金								2	1	
		その他	9	3		4	5	6	9	13	22	37
		小計	33	16	38	37	35	32	39	58	75	149
	労働条件等	労働契約	2	2		7	4	4	9	9	21	32
		労働時間	1	4	7	7	10	5	5	4	13	36
		休日休暇	1	2	4	1	3	6	3	5	13	21
		年休			4	5	9	9	8	18	16	49
		時間外労働	1	3	14	9	10	4	8	18	21	51
		安全・衛生			2	1	2	1				3
		社会保険	1		1	1	5	1	1	4	14	24
		労働保険		6	3	7	14	4	6	5	15	31
		その他	6	2	6	3	1	1	9	7	7	29
		小計	12	19	41	41	58	35	49	70	120	276
	人間関係	セクハラ			3	2	1	2	2	3	5	15
		パワハラ・嫌がらせ	6	8	13	10	19	10	16	35	89	175
		小計	6	8	16	12	20	12	18	38	94	190
	その他	23	29	43	49	31	34	21	67	69	108	
合計	99	84	183	191	210	143	164	291	449	907		

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と内容別件数の合計は一致しない。



6 宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（1）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
小野 鴻基	僧侶 慶正寺住職	暫定
川野 雄三	宮崎市議会議員	暫定
岩切 正	県議会議長	暫定
小村 俊一	宮崎県森林組合連合会会長	第1期
杉原 精一	宮崎農林専門学校長	第1期
萩原 薫	開業医	第1期
蒲生 昌作	都城市消費組合長 県議会議員	第1期～第4期 第6期～第8期
波岡 初太郎	海外同胞救援連合会常任委員	第1期
西田 周作	宮崎農林専門学校教授	第2期
福田 甚二郎	弁護士	第2期～第3期 第10期～第12期 第19期～第23期
原田 宏	農業	第2期
海江田 哲	旭化成株式会社延岡工場 県議会議員	第2期
川関 等基	宮崎工業専門学校教授	第2期
杉尾 利雄	弁護士	第2期 第7期～第9期 第13期～第18期
沼田 義雄	宮崎青年師範学校教授	第3期
吉野 城	宮崎青年師範学校教授	第3期
中井 平一郎	県議会議員・北川村長	第3期
二見 虎雄	弁護士	第4期～第5期
横田 英児	計理士	第4期 第10期～第12期
佐々木 曼	弁護士	第4期～第6期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
崎村 太一	宮崎県立飫肥高等学校長 宮崎高等学校長 宮崎中央高等学校顧問	第４期 第19期～第23期
永友 繁雄	中央農地委員	第４期～第５期
甲斐 幹文	宮崎県医師会副会長	第５期
志戸本 慶次郎	県議会議員	第５期～第６期
野崎 親	宮崎県立宮崎大宮高等学校長	第５期
鎌倉 友平	延岡市議会議員	第６期
山本 友博	宮崎大学助教授	第６期
浅見 金夫	宮崎大学教授 宮崎大学農学部教授	第７期 第16期～第18期
日高 清麿瑳	日向日日新聞社企画局長	第７期
門馬 博	県公民館連絡協議会会長	第７期
一万田 哲雄	浄土真宗僧侶	第８期～第９期
河野 慶彦	日向日日新聞社論説委員	第８期
松山 文二	宮崎大学教授	第８期
野久尾 徳美	県議会議員	第８期～第９期
田村 忠雄	日赤宮崎診療所長	第９期
広田 輝雄	宮崎大学教授	第９期～第11期
河合 弘美	県議会議員 日南商工会議所専務理事	第９期 第13期
三原 七郎	宮崎江南病院長	第10期～第13期
山口 常雄	日向日日新聞社政治経済部長 " 企画調査部長 宮崎日日新聞社企画調査部長	第10期～第15期
岩切 護	宮崎大学講師	第12期～第15期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（3）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
石川 真澄	宮崎県社会福祉事業団常務理事	第14期～第24期
斉藤 一夫	西日本建設業保証株式会社宮崎営業所長	第14期～第15期
川崎 菊雄	弁護士	第16期～第20期
長沢 光男	宮崎大学学芸学部助教授	第16期～第18期
有馬 輝寿	宮崎県社会福祉事業団理事	第19期～第22期
持永 義夫	弁護士	第21期～第22期
永井 秀雄	技能検定協会専務理事 婦人雇用コンサルタント	第23期～第24期
吉良 啓	弁護士	第23期～第34期
竹内 英夫	宮崎大学教授 宮崎大学名誉教授	第24期～第28期
小倉 一之	弁護士	第24期～第25期
園田 穂	宮崎県厚生教養専門員	第24期～第25期
山元 和麿	(県商工労働部参事)	第25期～第28期
佐藤 安正	弁護士	第26期～第28期
吉野 忠康	西都地区農業共済組合理事	第26期～第27期
日高 敏子	宮崎家庭裁判所調停委員	第28期～第34期
中川 義朗	宮崎大学教授	第28期～第31期
村上 幸一	(県総務部長)	第29期
根井 昂	弁護士	第29期～第33期
垂水 卓夫	(県企業局管理部長)	第29期～第32期
生天目 忠夫	宮崎産業経営大学図書館長兼教授 " 法学部長兼教授	第32期～第34期
岡田 章一	(県企業局長)	第33期
村田 綜	(県企業局管理部長)	第34期～第37期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（4）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
日野 直彦	弁護士	第34期～
黒田 民子	社会保険労務士	第35期～第37期
橋本 眞	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	第35期～第36期
宮田 行雄	弁護士	第35期～第40期
山崎 真一郎	弁護士	第37期～
熊本 稔	（県参事）	第38期
堂園 朋子	社会保険労務士	第38期
中原 健次	（県福祉保健部長）	第39期～第40期
金丸 憲史	特定社会保険労務士	第39期～
後藤 厚一	（県総合博物館長）	第41期～
山口 弥生	弁護士	第41期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（１）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
戸田 道邦	日窒化成株式会社延岡工場勤労課	暫定
工藤 正信	宮崎交通株式会社社会業務課	暫定
宮崎 進	宮崎貨物株式会社綾出張所長	暫定
石川 恒太郎	延岡トラック労働組合組合長	第１期
海江田 哲	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第１期
山内 高広	宮崎交通労働組合中央委員長	第１期
財前 敬次郎	国鉄労組宮崎管理部連合会副会長 国鉄労組宮崎支社執行委員長	第１期～第２期
清水 徳次郎	日本パルプ飢肥工場労働組合長	第１期～第２期
林田 朴	都城土建労働組合書記長	第２期
沢 重徳	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第２期
森迫 碩生	電産労組宮崎支部都城分会文化部長	第２期
堀田 英雄	旭化成延岡工場薬品部労働組合長	第２期
上原 豊	全逋従組宮崎地区協議会長	第２期
黒木 正憲	県労組協議会書記長	第２期～第３期
近沢 正	国鉄労組宮崎支部副委員長	第３期
神脇 清二	旭化成延岡工場労働組合連合会副会長	第３期
古園 保	宮崎県教職員組合執行委員長	第３期
坂元 新二	宮崎県労協議長 電産労組中央執行委員	第３期
窪田 稔	電産労組宮崎分会代議員	第４期～第５期
益満 兼康	片倉工業都城工場労組書記長	第４期
日高 明	日本パルプ労組組合長	第４期
岩瀬 幸之輔	全日通労組宮崎県支部長 全日通県支部執行委員長 県労評議長	第４期～第５期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
田中 要太郎	全旭化成労組連合会書記長 " 副会長	第４期～第５期
市木 壮光	宮崎交通労組執行委員長	第５期
安井 正雄	日本パルプ労組組合長	第５期
小田村 豊	日本パルプ労組組合長	第５期
永幡 光正	全旭化成労組連合会副会長 " 会長	第５期～第７期
一条 久雄	日本パルプ労組組合長	第６期
鴫 利美	榎峰鉦山労組副委員長 " 執行委員長	第６期～第７期
山崎 寿美男	電産労組県支部常任委員	第６期
安藤 辰介	日本パルプ労組組合長	第７期
田中 茂	県労働組合協議会書記長 県地方労組評議会事務局長	第７期 第９期～第１０期
山田 春三郎	宮崎交通労組執行委員長	第７期
大塚 明	日本パルプ労組日南支部長	第８期～第９期
嶋田 忠平	旭化成労組延岡地区連合会長	第８期 第１０期 第１３期
谷口 末由	県地方労組評議会議長	第８期～第９期
日向 一雄	全日通労組県支部副執行委員長	第８期
日高 定男	宮交労組執行委員長 私鉄総連中央執行委員	第８期～第１１期
森合 敬忠	全旭化成労組連合会書記長 全繊維同盟県支部長	第９期
神原 圭三	県鉄工連会長 県中小一般労連会長	第９期



宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（3）

氏名	在職時の職業	在任期間
小島 三郎	県労評議長 全労宮崎県地方会議議長 県議会議員	第10期～第15期
佐々木 隆吉	日本パルプ労組日南支部長	第10期～第11期
豊倉 保	旭化成労組延岡地区連合副会長	第11期
松浦 利尚	県労評事務局長	第11期～第20期
谷口 浩二	日本パルプ労組日南支部長	第11期～第14期
田島 久	県労評議長 全日通労組県支部委員長	第12期～第14期
遠山 格	旭化成労組延岡地区連合副会長 全旭化成労組副会長	第12期 第16期
五反田 利文	九州電労宮崎支部委員長	第14期～第19期
松浦 秀年	日本パルプ労組日南支部長	第14期～第15期
前山 国義	宮崎交通労組執行委員長	第15期～第18期 第21期～第25期
田中 義春	日南地区労評議長	第15期～第16期
徳地 房丸	日本パルプ労組日南支部長	第16期～第18期 第20期～第21期
中村 国夫	旭化成レーヨン労組組合長 旭化成健康保険組合事務局長	第17期～第20期
朝飛 四郎	日本パルプ労組日南支部長	第18期～第20期
飯野 是男	全日通労働組合九州地区宮崎支部執行委員長 全日通労働組合県支部特別執行委員	第19期～第24期
神山 一美	宮崎地方同盟会長 九電労組宮崎地方本部執行委員長	第20期～第21期
坂田 正一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部委員長 宮崎県地方労働組合評議会議長 宮崎県評センター常任顧問	第21期～第29期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（４）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
渡部 一利	宮崎地方同盟副書記長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第21期 第27期～第29期
黒木 洋	宮崎地方同盟書記長	第21期～第22期
柳田 静夫	宮崎地方同盟会長	第22期
倉永 恵	九州電力労働組合宮崎支部長 県民間労組連絡協議会事務局長	第23期～第24期
松本 学	宮崎地方同盟会長	第23期～第24期
高木 剛	宮崎地方同盟会長	第24期～第25期
住本 三芳	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期
宮部 知明	宮崎地方同盟書記長 宮崎地方同盟会長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第25期～第32期
吉田 喜久雄	宮崎地方同盟会長 全旭化成労働組合連合会副会長	第25期～第27期
児玉 秀智	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期～第26期
戸高 武俊	宮崎県地方労働組合評議会副議長 宮崎県評センター事務局長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第26期～第32期
田中 一平	宮崎県地方労働組合評議会副議長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第27期～第29期
熱田 潮	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第29期～第35期
中武 秀行	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長 " 顧問	第30期～第34期
佐藤 信藏	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	第30期～第31期
木下 清隆	ゼンセン同盟宮崎県一般労働組合協議会議長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 U I ゼンセン同盟宮崎県支部長 " 宮崎県支部顧問 U A ゼンセン宮崎県支部顧問	第32期～第39期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（5）

氏名	在職時の職業	在任期間
森 良彦	宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 幹事	第33期～第35期
横山 節夫	日本労働組合同連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第33期～
川畑 匡	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長 " 特別執行委員	第34期～第35期
新名 照幸	日本労働組合同連合会宮崎県連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第35期～第38期
比恵島 篤	宮崎交通労働組合同執行委員長	第36期
吉田 幸太郎	情報労連宮崎県協議会議長	第36期～第37期
中別府 暎治	宮崎交通労働組合同執行委員長 全宮崎交通労働組合同連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 副議長	第37期～第39期
高橋 隆也	全日通労働組合同宮崎県支部執行委員長	第37期～第39期
大久保 貴司	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長 " 顧問	第39期～第41期
有村 文雄	N T T労働組合同九州総支部副執行委員長 兼宮崎支部長 日本労働組合同連合会宮崎県連合会顧問	第40期～
中川 育江	日本労働組合同連合会宮崎県連合会副事務局長 " 事務局長 " 会長	第40期～
黒木 忠博	全宮崎交通労働組合同連合会会長 日本私鉄労働組合同九州地方連合会執行委員長	第40期～
福島 昭一	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議副議長	第42期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（１）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
岩切 章太郎	宮崎交通株式会社社長	暫定～第３期
飯島 貞雄	日窒化成株式会社延岡工場長	暫定
松家 勇	三菱鉱業株式会社榎峰鉱業所長	暫定
竹崎 健助	宮崎砂利株式会社社長	第１期～第２期
山本 忠一	日本パルプ株式会社飼肥工場長	第１期
北村 忠義	旭化成株式会社延岡工場長	第１期
江夏 栄蔵	宮崎県酒類販売会社社長	第１期～第２期
浜田 茂享	旭化成株式会社延岡工場長	第１期
中西 健太郎	九州造船株式会社外浦工場長	第１期～第３期
片桐 考一	旭化成株式会社延岡工場長	第２期～第３期
小坂 久勝	片倉工業株式会社都城工場長	第２期
平山 政保	宮崎県経営者協会専務理事	第３期
森山 茂雄	日本通運株式会社小林支店長	第３期
富樫 圭一	日本繊維株式会社都城工場長	第４期
長友 良太郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第４期
山本 喜代次	宮崎造船株式会社社長	第４期
江崎 栄	旭化成株式会社延岡工場長	第４期
荒川 忠造	日本パルプ株式会社飼肥工場事務次長	第４期
刈谷 享	旭化成株式会社延岡工場次長	第４期～第７期
小林 猛臣	日本パルプ株式会社飼肥工場次長	第４期～第５期
中野 耕一	宮崎ガス株式会社常務取締役 " 取締役社長	第５期～第６期 第８期～第１１期
三枝 英定	日本繊維工業株式会社都城工場長	第５期～第８期
弓削 五男	宮崎県経営者協会専務理事	第５期～第７期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
太田 清治郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第６期～第９期
井上 俊	九州電力株式会社宮崎支店次長	第７期
日高 泰三	宮崎県経営者協会専務理事	第７期～第25期
久保田 正雄	旭化成株式会社取締役	第８期～第11期
広田 藤七郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第９期
小関 多四郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第９期～第14期
堀内 恭二	九州電力株式会社宮崎支店長	第９期～第10期
木村 恒正	九州電力株式会社宮崎支店長	第10期～第13期
岩切 省一郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第12期～第16期
柴田 邦臣	旭化成株式会社延岡工場本部参事	第12期
伊藤 泰助	旭化成株式会社延岡支社長付参事 商工会議所副会頭	第13期
大原 正	旭化成株式会社火薬工場長	第14期
竹田 修平	日本通運株式会社宮崎主管支店長	第14期～第16期
小田村 豊	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第15期～第19期
竹田 定祐	旭化成株式会社薬品工場長	第15期
誌訪 博久	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第15期
藤井 政男	旭化成株式会社取締役延岡支社次長 " 延岡支社長	第15期～第16期
下村 悟	九州電力株式会社宮崎支店長	第16期～第19期
鬼塚 豊	宮崎交通株式会社常務取締役	第17期～第23期
本田 静一	旭化成株式会社薬品工場長	第17期～第18期
松岡 滋	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第19期～第20期
浜田 和夫	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第19期～第21期
谷 勇一	九州電力株式会社宮崎支店長	第20期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（3）

氏名	在職時の職業	在任期間
秋吉 兵馬	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期
吉岡 達夫	旭化成株式会社ベンベルグ工場事務兼勤労課長	第21期～第22期
山下 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第21期～第23期
肱岡 泰敏	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期～第22期
松永 増男	宮崎県経営者協会事務局次長 " 専務理事兼事務局長 " 顧問	第22期 第25期～第28期
長久保 如玄	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第22期～第23期
岩満 栄策	宮崎交通株式会社専務取締役 " 取締役社長	第23期～第26期
桐山 岑	日本通運株式会社宮崎支店長	第23期～第24期
大塚 明	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第23期～第24期
東郷 二郎	旭化成株式会社延岡支社長 " 宮崎総支社長兼延岡支社長 " 宮崎総支社長	第23期～第25期
吉富 直俊	九州電力株式会社宮崎支店長	第23期
吉元 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長 王子製紙株式会社日南工場業務・人事部長	第24期～第25期
松村 淑夫	日本通運株式会社宮崎支店長	第24期
荒木 郁夫	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第25期～第26期
中村 晋一郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第25期
荒川 隆	株式会社宮崎放送代表取締役副社長	第25期～第26期
諸隈 晋	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期
馬場 義夫	株式会社宮崎放送専務取締役	第26期
久富 毅	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第26期～第27期
大迫 哲	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期～第27期
後藤 弘美	株式会社宮崎放送専務取締役	第27期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（4）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
荒武 秀昌	宮崎交通株式会社専務取締役 " 副社長	第27期～第30期
田中 輝年	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長	第27期～第30期
橋本 和夫	宮崎県経営者協会専務理事	第27期～第30期
井上 勝弘	王子製紙株式会社日南工場業務部長 " 日南工場長代理兼業務部長	第28期～第29期
徳永 武生	九州電力株式会社宮崎支店長	第28期
野田 博之	九州電力株式会社宮崎支店長	第29期～第30期
山崎 英夫	新王子製紙株式会社日南工場勤労部長	第29期～第30期
森永 武彦	九州電力株式会社宮崎支店長	第30期～第31期
水永 正憲	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長 " 延岡総務勤労部長	第30期～第33期
杉野 紘生	宮崎交通株式会社取締役総務部長 " 常務取締役 株式会社宮崎観光ホテル代表取締役社長	第31期～第34期
櫻井 勇司	新王子製紙株式会社日南工場業務部長	第31期～第32期
久喜 啓司	宮崎県経営者協会専務理事 " 参与	第31期～第35期
橋田 紘一	九州電力株式会社宮崎支店長	第31期～第32期
清田 均	九州電力株式会社宮崎支店長	第32期～第34期
大森 士郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長 " 日南工場工場長代理	第33期～第34期
甲斐 勝利	株式会社志多組常勤監査役	第34期～第37期
片山 修造	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第34期～第35期
生津 宗利	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第34期
安部 康寛	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第35期～第36期
末藤 孝憲	宮崎交通株式会社執行役員総務本部長 宮崎空港ビル株式会社専務取締役 米良電機産業株式会社顧問	第35期～第40期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
 使用者委員（5）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
江藤 洋行	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 吉原建設株式会社顧問	第36期～
小山 一民	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第36期
倉掛 正志	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事 WASHハウス株式会社監査役	第37期～第42期
佐田 修一	王子製紙株式会社執行役員日南工場長	第37期～第38期
辰元 圭子	社会福祉法人信愛会 〃 特別養護老人ホーム裕生園園長 〃 副理事長	第37期～第39期
生方 健二郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長	第38期
小河原 正嗣	王子製紙株式会社日南工場事務部長	第39期
大森 一仁	宮銀ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎信販代表取締役社長	第39期～
工藤 久昭	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問	第40期～
坂元 恵美子	社会福祉法人敬和会理事	第41期
芝 三千代	社会福祉法人まりあ副理事長	第42期～
見戸 康人	株式会社テレビ宮崎常勤監査役	第42期～



## 宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

TEL (0985) 26-7262

FAX (0985) 20-2715

e-mail rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



（宮崎県労働委員会のHP）

働くあんしんサポートダイヤル

0985(26)7538

平日8:30~17:15

宮崎県労働委員会事務局

